第6次結城市総合計画
後期基本計画

体系別計画

1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう 保健・福祉 — 34

2 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう 都市・環境 —— 55

3 歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう 産業・観光 —— 78

4 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう 教育・文化 — 92
［結城市教育大綱］

5 みんなの協働で進める 持続可能な行政を目指そう 協働・行政 ———— 111
［第５次結城市行政改革大綱（改訂版）］

1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう 保健・福祉

①－1 未来を担う子どもを育む環境づくり［児童福祉］

■ 1 現状と課題

急速な少子・高齢化による人口構造の変化や、共働き家庭の増加と核家族化の進展といった家庭環境の変化、地域のつながりの希薄化、外国籍の子育て家庭の増加など、子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しています。多様な価値観の浸透や仕事と子育ての両立困難、経済的不安などを背景として、出生数は過去最低を更新し続けており、子育て世代への負担軽減と、安心して妊娠から出産、子育てができる環境の実現に向けて切れ目ない支援体制の整備が重要です。

国においては「こども家庭庁」を令和４年に設立し、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を開始しており、こどもや若者の視点に立ち、年齢や制度の壁を越えた包括的な支援が求められています。

また、老朽化が進む公立保育所についても、統廃合も見据えた施設の適切な配置と維持管理を行っていく必要があります。

■ 2 基本的方針

- 地域で安心してこどもを産み、育てることができるよう、妊娠期、出産、子育てまで切れ目のない総合相談窓口として、こども家庭センターを設置し、相談・支援体制の充実を図ります。
- 子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減や、子育てに関する負担や孤立感を感じることのないよう、仲間をつくり地域と協働*で子育てを行える環境づくりや、安全・安心で健やかな妊娠、出産、産後ケア等において専門的な支援が受けられる、各種支援体制の充実を図ります。
- 子育て世代に選ばれるまちづくりを進めるため、子育てと仕事の両立をはじめとした働きやすく子育てしやすい環境づくりに取組み、延長保育や障害児保育、病児保育などの保育環境の充実を目指します。
- 将来の妊娠・出産や子育てに備えて正しい知識を身につけ、自分のライフプランについて考え、男女問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及や健康管理を促すプレコンセプションケアを推進します。
- 老朽化が進む公立保育所については、出生率や年少人口の今後の動向、本市の財政状況などを見据えながら、統廃合も含めた施設の適切な配置と維持管理について検討を進めます。

■ 3　基本施策の主な指標

	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標1	まちづくりの満足度－子育て環境（保育所、子育て支援施設等）の充実（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.25	3.5	3.75

※まちづくりの満足度については、５点を満点とする評価として設定

■ 4　施策体系・施策が目指す姿

1 地域と協働した子育て環境の充実

地域人材を活用した体験活動など、地域でこどもを見守る体制を作り、「ともに育て ともに育つ 子育て支援のまちづくり」を目指します。

2 保育環境の充実

延長保育、障害児保育、病児保育などの多様な保育に対応した施設への財政的支援や、子育て施設における一時預かりなどの柔軟な保護者支援を行い、よりよい保育環境の充実を目指します。

3 妊産婦・子育て家庭への支援

こども家庭センターによる切れ目のない相談・支援体制づくりを図るとともに、妊産婦や乳児に対する健診や出産後のケアなど、子育て家庭にやさしいまちを目指します。

4 経済的負担の軽減

妊産婦やこどもに対する医療費の自己負担額の無償化や、不妊治療への助成など、妊娠から子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。

5 児童虐待防止

関係機関及び地域が連携し、こどもやその保護者を見守り、気軽に相談することができる環境の充実や継続的な啓発活動の実施により、児童虐待のないまちを目指します。

■ 5　個別施策・主要事業

1 地域と協働した子育て環境の充実

放課後等の時間を活用した、こどもたちや子育て世帯と地域住民における交流の場を形成するとともに、人的・物的資源を活用した子育てに関する支援の充実を図ります。

また、放課後等に学校や公共施設を利用し、学習・体験・交流活動を行うとともに、安心・安全なこどもの居場所づくりに取組みます。

● 重点事業

主要事業

● 放課後子ども教室推進事業［子ども福祉課］

放課後、学校における地域住民との交流の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
放課後子ども教室開設数	3か所	3か所	4か所

● 放課後児童健全育成事業［子ども福祉課］

市内小学校に設置されている学童クラブへの補助・委託の充実

実施箇所数	15か所	14か所	14か所

2 保育環境の充実

延長保育や病児保育など各種保育事業を実施する施設に対し財政的支援を行うとともに、多様なライフスタイルに応じた一時預かり事業など、保育環境の充実を図ります。

進行する少子化の状況を見定めながら、市全体の幼児教育・保育体制の整備を行い、安定した保育士の確保に向けた支援策の実施、老朽化が進む公立保育所における適正配置や維持管理について、引き続き取り組みを進めます。

● 重点事業

主要事業

○ 民間保育所補助事業［子ども福祉課］

幼児教育・保育施設が実施する各種保育事業への補助の充実や、民間保育所の整備に対する補助の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
実施箇所数	8か所	8か所	8か所

3 妊産婦・子育て家庭への支援

妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターを中心とした子育て家庭支援に関する庁内外の協力体制を強化しながら、産前・産後サポート事業や妊産婦・乳児健康診査事業、産後ケア事業等を実施し、育児・子育て不安の軽減に努めます。

子育て支援センターの運営や、子育て支援情報の発信と啓発、ひとり親家庭等への自立支援を含めた児童・家庭に関する相談支援体制の充実を図ります。

● 重点事業

主要事業

● 地域子ども・子育て支援事業［子ども福祉課］

ファミリー・サポート・センター*事業や一時保育促進事業等、各種子育て支援事業の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
ファミリー・サポート・センターの利用時間	633.5 時間	670 時間	670 時間

● ママパパ子育て応援事業［子ども福祉課］

通園していない乳幼児の保護者が一時預かりを利用する際の費用を助成

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
利用者数	82 人／年	80 人／年	80 人／年

○ 地域子育て支援センター運営事業［子ども福祉課］

未就園児と保護者への集いの場の提供及び情報発信、相談業務の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
実施箇所数	2か所	2か所	2か所

○ 妊娠・出産包括支援事業［健康増進課］

産前・産後サポート事業及び産後ケア事業の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
産後ケア利用者数	19 人	39 人	40 人

○ 妊産婦・乳児健康診査事業［健康増進課］

妊婦・産婦・乳児の健康診査及び新生児の聴覚検査に要する費用の一部を助成

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
妊婦健康診査受診率	82.8%	85%	87%

● こども家庭センター運営事業［子ども福祉課］

妊娠期から子育て期までの全てのこども、妊産婦、子育て家庭への切れ目ない支援を実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
相談窓口数	3か所	3か所	4か所

○ 乳幼児健康診査事業［健康増進課］

乳幼児に対する集団健診及び健診会場での相談指導を実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
受診率	97.5%	98%	99%

● 子育て世帯すこやか祝金支給事業［子ども福祉課］

１歳、３歳の誕生日を迎える児童を養育している保護者に対し、誕生日お祝い金を支給

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
支給率	98.6%	100%	100%

4 経済的負担の軽減

妊産婦やこどもに対する医療費の実質無償化や、多子世帯への給食費の無償化、不妊治療への助成など、妊娠から子育てに関する各種支援策を実施することで、経済的負担の軽減を図ります。

● 重点事業

主要事業

● 少子化対策医療費助成事業［保険年金課］

県の医療福祉制度に該当しない妊産婦及び小児（０歳から18歳まで）の医療費と自己負担分に対する助成

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
助成率	100%	100%	100%

● 不妊治療費助成事業［健康増進課］

特定不妊治療を受けている夫婦に対し医療費の一部を助成

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
助成件数	20 件	20 件	20 件

● 学校給食センター運営管理事業（学校給食費支援事業）［学校教育課］

義務教育を３人以上同時に受けている３人目以降の学校給食費を無償化

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
学校給食費支援率	100%	100%	100%

5 児童虐待防止

要保護児童等について、医療、福祉、教育関連機関、警察等の関係機関との情報共有及び対応方法の検討を行い、適切な支援の充実を図ります。

また、児童虐待防止について、広報紙やＳＮＳ*を用いた啓発を継続的に行い、未然防止に努めます。

● 重点事業

主要事業

○ 要保護児童対策事業［子ども福祉課］

要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議等の開催、児童相談所との連携による要保護児童等の情報共有

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
実務者会議開催回数	４回／年	４回／年	４回／年

■ 6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市こども計画	2025 年度（令和７年度）～2029 年度（令和 11 年度）	子ども福祉課

① －２　健康長寿で安心できる暮らしづくり［健康・医療］

■ １　現状と課題

本市の人口構成における 65 歳以上の者が占める割合が年々増加する中で、食生活の変化や運動する機会の減少などによる生活習慣病の増加や重症化、疾病構造の変化など、健康を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、誰もがいつまでも健康で生き生きと生活していけるよう、2025（令和７）年３月に結城市健康づくり推進条例を制定し、生活習慣の改善と生活習慣病の発症や重症化を予防するための運動・栄養などの各種健康に関する教室の開催や、特定健康診査とがん検診の同時受診など健康診査の環境整備に取り組んでいますが、2024（令和６）年度の特定健康診査の受診率は 30.4%、がん検診の受診率は 8.16%と低い状況であり、市民が自身の健康状態を正しく理解し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療を行っていくことが必要です。

社会保障費の面からみても、高齢化の進行と長寿命化に伴う社会構造の変化により今後も更なる増加が見込まれるため、安定した国民健康保険制度の運用ができるよう、医療費の適正化に努める必要があります。

■ ２　基本的方針

- 誰もが生涯にわたって健やかで心豊かに生活できるよう、市民一人一人が自ら健康づくりに取り組める情報発信などを行い、生活習慣の見直しと運動の習慣化を促進し、健康な身体づくりができるように努めます。また、日常生活での不安やストレスをやわらげる「こころの健康」への支援や、地域資源*の活用による人と人のつながりの強化を図り、企業や関係機関と連携した個人の健康を支える環境整備を進めます。
- 健全な食生活習慣の実現は健康づくりにつながるため、学校教育や職場での「食」に関する正しい知識や望ましい食習慣の習得など「食育*」の推進に努めます。
- 健康寿命の延伸に向けた取組として、健康診査や各種がん検診の充実と、対象者に対する継続した受診勧奨や受診しやすい環境の整備を図ることで各種健診等の受診率向上を目指し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。また、地域医療と連携した健康管理を促進することで、生活習慣病や疾病の重症化を防止するとともに、重複服薬者の減少やジェネリック医薬品の利用促進を図り、医療費の抑制・適正化を推進します。
- 地域医療の取組については、夜間や緊急時に誰もが安心して適切な医療が受けられるよう緊急医療体制を強化するとともに、在宅医療やかかりつけ医*などの医療体制の充実を図ります。

3 基本施策の主な指標

	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標1	まちづくりの満足度－保健・医療対策（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.44	3.65	3.75

4 施策体系・施策が目指す姿

1 健康づくりの推進

地域ぐるみで健康づくりを推進しつつ、様々な手法を活用しながら、市民の健康に関する意識を高め、自ら心身の健康づくりに取り組める環境を目指します。

2 保健予防活動の充実

健康な状態を維持し、疾病の予防・早期発見につながるよう、健診・検診や予防接種を受けやすい環境を整備し、各種検診の受診率や予防接種の実施率の向上を目指します。

3 地域医療体制の充実

休日でも速やかに診療が受け入れられるよう初期救急医療体制の充実を図るとともに、救急搬送及び受入れの円滑な実施や在宅医療の環境整備を推進します。

4 健康保険制度の適正運営

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の適正な実施・運営を図るため、被保険者の健康の維持増進や医療費の増加の抑制に取り組みます。

■ 5　個別施策・主要事業

1 健康づくりの推進

地域社会全体で健康づくりを推進するために関係機関や団体、家庭や地域との連携を強化し、市民の生活習慣に関する意識啓発や、気軽に取り組める健康づくり活動の支援を行うとともに、健康的で活力ある生活を送るための食生活の改善や運動普及の推進など、健康な身体づくりの支援を行います。

また、個々の健康状態や生活習慣改善に応じた健康教育・健康相談を実施し、ストレスから身を守り、こころの健康を保つための意識啓発、気軽に相談できる環境の整備を行います。

● 重点事業

主要事業

○ 栄養改善・食育推進事業［健康増進課］

健全な食生活を実践できるよう、栄養指導、生活習慣の改善に関する相談や食育*の普及啓発等を実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
教室開催回数	18 回	20 回	22 回

○ 健康づくり団体活動推進事業［健康増進課］

食生活改善推進員と運動普及推進員の養成及び活動支援

推進員数	64 人	64 人	64 人

○ 健康づくりスタート応援事業［健康増進課］

健康増進アプリ等を活用した市民の健康づくりの推進

アプリ導入者数	890 人	1,000 人	1,100 人

2 保健予防活動の充実

個々の健康状態を把握し、重篤な疾患の発生を予防できるよう、健康診査や各種がん検診の実施、受診勧奨を行うとともに、予防接種の重要性と正しい情報の周知に取り組みます。

● 重点事業

主要事業

● 健康診査事業［健康増進課］

健康増進事業に基づく健康診査及び各種がん検診の実施、必要に応じた事後指導の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
がん検診平均受診率	8.16%	8.57%	8.98%

○ 予防接種事業［健康増進課］

定期予防接種の実施

実施率	82.6%	92%	95%

3 地域医療体制の充実

休日でも速やかに診療が受けられるよう、医師会の協力のもと初期救急医療体制の充実を図るとともに、地域住民の救急搬送及び受入れ体制を支援します。

また、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、在宅でも必要な医療が受けられる環境整備の充実を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 緊急医療体制事業［健康増進課］

結城市医師会への委託による休日医療体制の整備、地域住民の緊急搬送及び受け入れ体制への支援

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
救急搬送受入れ病院数（市内）	２病院	２病院	２病院

4 健康保険制度の適正運営

国民健康保険や後期高齢者医療制度加入者の健康の維持増進を図ることで医療費の増加を抑制するとともに、健康保険制度の適正な運営を目指します。国民健康保険加入者等が自らの健康課題を把握し、生活習慣病の早期治療や重症化予防に取り組むことができるよう特定健康診査や特定保健指導を実施するとともに、周知啓発や受診勧奨などにより受診率の向上を図ります。

また、医療費適正化のために、重複服薬者の減少やジェネリック医薬品の利用促進への取組を推進します。

● 重点事業

主要事業

○ 特定健康診査等事業［保険年金課、健康増進課］

特定健康診査・特定保健指導の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
特定健康診査受診率	30.4%	34%	36%

○ 国保保健事業［保険年金課、健康増進課］

健康・医療情報の分析に基づく健康状態に即した保健事業の実施や、ジェネリック医薬品の普及啓発の実施

ジェネリック医薬品の普及啓発活動	2回	2回	2回

■ 6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市国民健康保険第３期データヘルス計画	2024（令和６）年度～2029（令和 11）年度	保険年金課
結城市第４期特定健康診査等実施計画	2024（令和６）年度～2029（令和 11）年度	保険年金課
第２次結城市健康増進計画（後期計画）	2024（令和６）年度～2027（令和９）年度	健康増進課
結城市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定）	2026（令和８）年度～	健康増進課

①－３　地域で支えあう福祉環境の充実

［地域福祉／障害者(児)福祉／低所得者福祉／母子・父子福祉］

■ １　現状と課題

近年の少子高齢化や核家族化の進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化などを背景に、高齢者世帯や一人暮らし世帯が増加し、家族間や地域におけるつながりの希薄化が進んでおり、一人一人が地域で安心して生活を送れる環境の整備が求められています。

また、高齢の親が中高年のひきこもるこどもの生活を支える「8050 問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、18 歳未満のこどもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、世帯に潜む課題は複雑化・複合化しており、関係部署や関係機関等が一体となった包括的な支援体制が必要となっています。

障害者（児）への支援においては、福祉サービス利用者の人数や利用量が大幅に増加の傾向にあり、ニーズも多様化しています。そのため、求められるサービス内容について把握し、需要に沿った提供を図るとともに、適切な相談支援体制を維持していくことが求められています。

生活困窮者*が増加傾向であるため、一人一人の状況に応じた適切な相談支援の実施により、自立に向けた継続的なサポートが重要です。

■ ２　基本的方針

- 結城市地域福祉計画に基づき、市民・事業者・行政のそれぞれが持つ強みや機能を発揮し、連携・協働*することで、地域福祉事業や福祉サービス等の計画的な推進を図ります。
- 支援を必要とするすべての人が適切な福祉サービスを受けることができるよう、市民のニーズを把握しながら、高齢者や障害者、子育て、生活困窮、ひとり親家庭等の分野ごとの相談・支援体制を充実するとともに、各分野の連携により複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築し、社会的孤立や虐待などを防ぎ、制度の狭間を作らない仕組みづくりを推進します。
- 多様化した生活課題の解決を図るため、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず多様な民間サービスの振興と相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。
- 生活に困窮する人が自立して生活できるよう、関係機関との連携を強化しながら就労支援の充実を図ります。

■ 3　基本施策の主な指標

指標１

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
協議体参加者数 （第１層、第２層延べ数）	2,001 人	2,500 人	2,500 人

指標２

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
生活困窮者等相談件数に対する 一般就労者数割合	12.9%	15%	15%

■ 4　施策体系・施策が目指す姿

① 地域福祉の充実

市民・事業者・行政等の多様な主体が地域福祉に関心を持ち、連携・協働*することで、誰もが住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会*を目指します。

② 障害者（児）福祉の充実

障害のある人もない人も互いに認め合い、自ら望んだ日常生活や社会生活を営むことができるよう、関係機関、各種団体、地域住民と連携・協力して障害福祉の充実を図ります。

③ 生活困窮者等への支援の充実

生活困窮者*や母子・父子家庭等の状況を把握し、様々な社会保障制度を活用しながら、市民一人一人が明日の生活に不安を持たず、安心して生活することのできる基盤づくりを目指します。

5 個別施策・主要事業

1 地域福祉の充実

こどもや高齢者、障害者等が住み慣れた地域で安心して日常生活を送り、必要な生活支援サービスが利用できるよう、民生委員・児童委員や自治会、社会福祉協議会等との連携強化を図るとともに、小学校区単位に住民主体で設置した協議体*による生活支援の担い手の発掘や養成、ネットワーク化を図ります。

また、社会福祉協議会等を通じ、地域福祉の担い手として期待されるボランティアやボランティア団体、市民団体の育成や活動を支援し、地域福祉の増進・充実及び地域組織の活性化を図ります。

さらに、災害時に自ら避難できない要支援者に対し「個別計画」を作成し、迅速な安否確認や避難支援が実施できるよう、行政と地域が連携して地域力の強化を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 避難行動要支援者対策事業［社会福祉課］

避難行動要支援者を支援する地域の支援者の決定と避難経路などの個別計画作成

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
個別計画作成率	65.6%	75%	85%

● 生活支援体制整備事業［介護福祉課］

生活支援コーディネーター*の配置、協議体*の活動支援

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
第２層協議体開催回数	126 回	130 回	140 回

2 障害者（児）福祉の充実

社会福祉士、保健師等の専門職員が、個別の障害特性に合った福祉サービス利用への情報提供や助言、権利擁護*に必要な支援を行います。

また、障害のある人が地域で自立した社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の中核的な役割を担う結城市地域自立支援協議会の運営を通して関係機関と連携し、社会参加への支援及び障害を理由とした差別解消と社会的障壁を除く啓発事業により障害への理解を促進し、障害福祉の充実を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 障害者相談支援事業［社会福祉課］

障害者（児）に対し情報提供や権利擁護*に必要な支援、相談支援体制の整備

指標名	現状値（R6）	中間値（R10）	目標値（R12）
相談者数	289 人	277 人	269 人

○ 障害者社会参加促進事業［社会福祉課］

精神保健の啓発、レクリエーション・文化芸術活動等への支援、手話・朗読奉仕員養成講座の開催

指標名	現状値（R6）	中間値（R10）	目標値（R12）
各事業への参加者数数	590 人	637 人	661 人

3 生活困窮者等への支援の充実

生活困窮者*に対して、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者*の自立を促進します。

また、ひとり親家庭に対して、手当の支給等の支援や就労支援の相談・職業紹介の実施により、本人の状態に応じた適切な支援を行います。

● 重点事業

主要事業

○ 生活困窮者等自立相談支援事業［社会福祉課］

生活困窮者*に対する自立に向けた支援

指標名	現状値（R6）	中間値（R10）	目標値（R12）
支援者数	135 人	139 人	141 人

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第４期ゆうきの地域福祉計画	2023（令和５）年度～ 2027（令和９）年度	社会福祉課
結城市障害福祉計画　第７期 結城市障害児福祉計画　第３期	2024（令和６）年度～ 2026（令和８）年度	社会福祉課
第２次結城市自殺対策計画	2025（令和７）年度～ 2027（令和９）年度	社会福祉課
結城市障害者計画　第３期	2021（令和３）年度～ 2026（令和８）年度	社会福祉課

①－４　高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり［高齢者福祉］

■ １　現状と課題

団塊の世代が後期高齢者となり、団塊ジュニア世代が 65 歳を迎える 2040 年には、高齢化率の更なる上昇が見込まれています。今後は、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方で生産年齢人口の急減が予想されており、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、未婚率の増加から生じる身寄りのない高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の５つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム*」の深化・推進が最重要課題となっています。今までの「支える側」、「支えられる側」という関係性を超えて、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら地域を共に創っていくことのできる地域共生社会*の実現が必要です。

■ ２　基本的方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生きることが尊重され、安心して暮らしていけるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム*」の更なる充実を図ります。
- 地域で安心・安全に在宅生活を継続していけるよう、介護保険サービスなどの公的サービスだけでなく、地域のボランティアなど多様な主体の支援により、高齢者が心身の状況に応じて、日常生活の支援を利用しやすい環境づくりを進めます。
- 住み慣れた地域で自分らしい人生を最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの連携を推進します。
- 高齢者のフレイル*予防など多様な課題に対応した保健事業を行うため、運動、口腔衛生、栄養、社会参加の観点から保健事業と介護予防事業の一体的な推進を図ります。

3 基本施策の主な指標

	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標1	要支援・要介護 初認定平均年齢	81.4 歳	81.5 歳	81.6 歳

4 施策体系・施策が目指す姿

1 高齢者福祉の総合的な推進

高齢者が地域で安心して暮らし続けられる体制を整えながら、高齢者の多様性や自主性を尊重し、様々な生きがいづくり活動に参加できる機会の充実を図り、推進します。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを安心して送れるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステム*を深化・推進します。

3 介護予防の推進

高齢者が、住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らしていけるよう、心身の機能や生活機能の低下を防ぎ、生きがいのある生活及びＱＯＬ*の向上を推進します。

■ 5　個別施策・主要事業

1 高齢者福祉の総合的な推進

高齢者が地域で安心して暮らし続けるための見守りや相談などを行い、在宅生活を継続するための生活支援を行います。また、地域の支援者の一員として、自らの知識と経験を活かし、生きがいを持って社会参画・地域貢献の役割を担えるよう、積極的に参加できる場の提供と支援を行います。

● 重点事業

主要事業

○ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム整備事業［介護福祉課］

ひとり暮らし高齢者等宅への通報器の設置による緊急時の支援

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
設置台数	183 台	215 台	230 台

○ 徘徊高齢者等ＳＯＳネットワーク事業［介護福祉課］

関係機関とのネットワークによる徘徊の恐れのある認知症高齢者等の支援

協力事業所数	28 事業所	40 事業所	50 事業所

○ 高齢者就労支援事業［介護福祉課］

就労意欲のある高齢者が地域の労働力として活躍できるよう、シルバー人材センターの取組を支援

会員数	300 人	310 人	320 人

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

医療と介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供していく地域づくりを推進します。

● 重点事業

主要事業

○ 総合相談事業［介護福祉課］

介護等に関する総合的な相談窓口の設置

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
延べ相談件数	7,783 件／年	8,200 件／年	8,500 件／年

○ 認知症総合支援事業［介護福祉課］

認知症に関する正しい知識の啓発と早期発見・早期対応の取組や認知症本人と家族の視点を重視した地域づくりの推進

認知症カフェ参加者数	515 人／年	500 人／年	500 人／年

● 在宅医療・介護連携推進事業［介護福祉課］

在宅医療の普及啓発、医療と介護が切れ目なく一体的に提供される体制の構築、市民向け相談窓口の設置

参入・連携する医療機関数	10 機関	11 機関	12 機関

○ 家族介護支援事業［介護福祉課］

身体的・精神的負担軽減のため介護者同士の交流会の開催

交流会開催数	９回／年	９回／年	９回／年

○ 地域自立生活支援事業［介護福祉課］

調理が困難な高齢者への配食サービスの提供による栄養管理及び安否確認の実施

延べ配食数	8,763 食／年	9,360 食／年	9,360 食／年

○ 地域ケア会議推進事業［介護福祉課］

多様な関係者と協働*による高齢者を地域で支えるための地域包括ケアシステム*の推進

地域ケア推進会議開催回数	１回／年	１回／年	１回／年

3 介護予防の推進

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な活動の支援と担い手の育成・養成を推進します。

また、後期高齢者に対する保健事業と介護予防を一体的に推進し、加齢に伴う筋力・心身機能の低下を防ぐとともに、栄養の改善を図るフレイル*予防に取り組みます。

● 重点事業

主要事業

○ 健康教育事業［介護福祉課］

健康づくり教室、介護予防教室、運動機能向上教室、生活機能向上リハビリ教室、生きがい講座の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
講座・教室の開催数	1,153 回	1,185 回	1,185 回

○ 地域介護予防活動支援事業［介護福祉課］

介護予防サポーター、シルバーリハビリ体操指導士の育成と養成

養成者数	183 人	203 人	213 人

○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業［介護福祉課］

通いの場等におけるフレイル*予防等の普及啓発や健康教育・健康相談の実施と、必要時のアウトリーチ*の実施

ポピュレーションアプローチ実施箇所数	20 か所	23 か所	25 か所

■ 6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第９期結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	2024（令和６）年度～2026（令和８）年度	介護福祉課

2 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう 都市・環境

②－1 コンパクトで魅力あるまちづくり［都市計画］

■ 1 現状と課題

本市は、市制施行後に市町村合併を経験していないため、他自治体と比較すると面積や人口規模は小さいものの、北部市街地には見世蔵*・神社仏閣などの風情ある街並みが残り、北西部から中央部にかけては土地区画整理事業*等による新市街地が形成され、南部には工業団地や農業地域が広がるなど、地域ごとに特色のあるバランスのとれた土地利用となっています。

市全体で、人口の緩やかな減少と少子高齢化が進行する中、こどもから高齢者まで安全で安心な暮らしを送れる都市環境を整えるとともに、地域ごとの特性を踏まえた持続可能なまちづくりの形成が課題となっています。

特に、北部市街地においては風情ある景観を活かしたまちづくりを推進するため、地域資源*を活用し居住人口や市外からの来街者の更なる拡大を促進することによる、活気あるまちづくりが求められています。

また、市民の憩いの場である都市公園についても、都市基盤整備と併せた適正な管理と計画的な整備・改修が必要なほか、老朽化しつつある既存都市施設の維持・保全などが課題となっています。

■ 2 基本的方針

- 古くから城下町として栄えた趣ある街並みを残す北部市街地や、土地区画整理事業*を基盤とした良質な住宅エリア、郊外に広がる田園風景などの地域特性を活かし、市街地と農業地域のバランスの取れたコンパクトな都市基盤の構築を進めます。
- 社会・経済情勢の変化に対応し、立地適正化計画などの関連計画や近年開発が進む工業団地造成などとの整合を図るため、都市の長期的な将来像と実現に向けた方針である「都市計画マスタープラン*」の見直しを行い、各施策の推進を図ります。
- 良好な都市環境を形成するため、土地区画整理事業*の進捗に合わせた都市公園の整備を行い、各種地域団体と協議を行いながら公園愛護協力会の設立を促進し、地域との協働*による適正な管理を目指します。既存施設については、誰もが安全・安心に利用できる憩いの場を提供するため、利用者のニーズに対応しながら、計画的かつ適切な施設の改修及び維持・保全、樹木の管理などを行います。
- 見世蔵*・神社仏閣などが残る風情ある街並みや自然、農地などの地域特性を引き出し、良好な景観を維持・保全するまちづくりを進めるほか、市景観計画に基づいた、「水と緑があふれる景観」、「歴史・文化を伝える風格ある景観」、「まちなかの魅力とにぎわいのある景観」などの地域資源*を活用した景観づくりを市民協働*で推進します。

■ 3　基本施策の主な指標

指標１

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
都市公園の住民１人当たりの敷地面積	7.01 ㎡	7.48 ㎡	7.51 ㎡

指標２

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
街並み・景観の美しさに関する満足度（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.33	3.33	3.33

■ 4　施策体系・施策が目指す姿

① 計画的な市街地の形成

都市計画に基づくバランスの取れた規制と誘導により、安全・安心な生活環境を整えるとともに、コンパクトな都市構造*の形成を目指します。

② 公園・緑地等の整備と維持管理

公園・緑地などの計画的な整備を図るとともに、市民との協働*による適正な樹木管理や除草管理を推進し、安全・安心で快適な憩いの場を目指します。

③ 良好な景観形成

地域資源*を活用したまちづくりや、落ち着きのある景観・街並みづくりに向け、市民・事業者・行政が、ともに協調・協働*しながら取り組みます。

5 個別施策・主要事業

1 計画的な市街地の形成

都市計画マスタープラン*に基づき計画的な市街地形成を進めるとともに、立地適正化計画に基づき都市機能や居住の誘導を図り、高齢化、人口減少社会を見据えた持続可能でコンパクトなまちづくりを目指します。

また、地籍調査事業を推進し、一筆地調査・測量を行い、土地に関する基本資料を整備します。

● 重点事業

主要事業

○ 都市計画マスタープラン改定事業［都市計画課］

社会・経済情勢の変化や上位関連計画との整合を図るための一部改定

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
改訂（進捗率）	計画（0%）	完了（100%）	計画（0%）

○ 地籍調査事業［土木課］

一筆ごとの地目、境界、地積等土地の正確な実態把握

地籍調査事業完了率	73.55%	76.31%	76.85%

2 公園・緑地等の整備と維持管理

市民の憩いと交流の場を提供するため都市公園等の計画的な整備や、老朽化した公園施設等の適切な維持管理を推進するとともに、市民との協働*による公園愛護活動を推進し、安全で安心な環境整備に努めます。

山川不動尊周辺地区に自然を利用した公園を整備し、地域と一体となった憩いの場を形成することにより、こどもたちの教育環境の充実や地域活性化を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 都市公園整備事業（都市構造再編集中支援事業）［都市計画課］

仮称 2－1 街区公園の整備

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
整備（箇所数）	検討（0箇所）	調査（0箇所）	整備完了（1箇所）

● 山川不動尊あやめ園整備事業［都市計画課］

山川不動尊あやめ園の整備

整備（進捗率）	整備中（30.5%）	整備完了（100%）	活用（100%）

3 良好な景観形成

北部市街地を中心とした見世蔵*・神社仏閣などが残る風情ある街並みや文化資源等を保護、活用しながら、道路の美装化や修景施設等の整備を図り、良好な景観形成を誘導します。

● 重点事業

主要事業

○ まちづくり活動推進事業［都市計画課］

道路美装化、修景施設等の整備、城跡周辺地区整備奨励補助金の交付

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
道路美装化	－	－	2路線

■ 6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市都市計画マスタープラン*	2017（平成 29）年度～2026（令和８）年度	都市計画課
結城市立地適正化計画	2023（令和５）年度～2028（令和 10）年度	都市計画課
結城地区街なみ環境整備事業計画	2018（平成 30）年度～2027（令和９）年度	都市計画課
城跡周辺地区地区計画	1992（平成４）年度～	都市計画課
結城第一工業団地上山川北部地区地区計画	2018（平成 30）年度～	都市計画課
結城第一工業団地繁昌塚南地区地区計画	2025（令和７）年度～	都市計画課
結城市景観計画	2017（平成 29）年度～	都市計画課

②－２　快適で住みやすいまちづくり［住環境／道路／公共交通］

■ １　現状と課題

少子高齢化・人口減少の進展に伴い、こどもや高齢者が暮らしやすく安心できるまちづくりが求められており、市民の足となる公共交通の充実や、生活に身近な道路の整備が課題となっています。また、市街地周辺や農村地域において、管理の行き届かない老朽化した空き家が増加傾向にあり、防災上の問題や景観の悪化などを引き起こしています。

本市では、土地区画整理事業*を通じて、道路などの公共施設の整備改善を進めており、土地利用の増進を図るとともに、空き家の適正管理を推進するなど、快適で住みやすい秩序ある良質な住環境の形成に取り組むことで、若者・子育て世代等の呼び込みや定住を促進しています。

交通基盤となる道路網は、新４号国道と国道 50 号の２つの国道を基幹に、主要地方道６路線、一般県道９路線の計 17 路線によって構成されていますが、生活道路については老朽化が進んだ箇所が多く見受けられることや、歩道整備・バリアフリー*化などへの対応が遅れていることから、適切な改修整備計画を策定するとともに、限りある財源や人材を有効活用した計画的かつ効率的な整備を推進することで、良好な交通環境の形成を目指すことが必要です。

公共交通については、ＪＲ水戸線が東西に走り、市内には３つの駅が設置されているほか、市南部には民間路線バスが１路線運行されています。加えて、市では高齢者などの移動手段を確保するため、市内巡回バス（７路線）を運行しています。今後は、人口・社会の構造変化に対応した公共交通ネットワークの維持・向上を図る必要があります。

2　基本的方針

- 市民の住生活の向上を目指すため、市街地における良質な住宅の供給や、区域指定を活用した農業地域における集落環境の維持・保全など、計画的な住環境の整備・保全を推進します。
- 土地区画整理事業*は、生活道路の改善や公園・水道・下水道等の整備を一体的に行い、効率的にまちづくりを進められる事業であることから、南部市街地（結城南部第二、第三土地区画整理事業*）においては、庁舎を中心とした広域交流拠点として整備を推進するとともに、結城北西部地区（富士見町、逆井、四ツ京土地区画整理事業*）においては、歴史的風情ある北部市街地の周辺地域として良好な住環境を形成する生活拠点としての整備を促進・支援します。
- 増加する空き家については、定期的な実態調査等により、現状に即したデータを収集・管理しながら、空き家対策協議会や関係部署との連携体系を構築し、空き家バンク等の利活用・維持管理方針の検討を進めます。また、危険度の高い空き家の倒壊や災害リスクを軽減するため、速やかな除却や補修を推進するとともに地域住民や関係団体との連携を強化し、問題意識の向上と解決策の共有を図ります。
- 道路・橋梁については、本市の経済活動や市民生活を支え、誰もが安全で安心して移動できる交通環境を充実させるため、広域的な道路ネットワークを形成するとともに、都市の骨格となる幹線道路の整備や生活道路の計画的な維持管理、バリアフリー*化や主要道路の歩道設置、橋梁の長寿命化修繕などを進めます。
- 既存の市内巡回バスに加えて、多様な主体による連携・協力、デジタル技術・モビリティサービスの活用などにより、自家用車のみに頼らない、高齢社会や交通弱者にも対応した、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。
- これらの事業を継続的に進めることで、子育て世代から高齢者までが住みやすい地域環境を整え、移住・定住促進を図ります。

3　基本施策の主な指標

	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標1	土地区画整理事業地区内人口（南部・北西部地区）	13,187 人	13,200 人	13,200 人
指標2	公共交通の利用者満足度（結城市総合計画「市民意向調査」における「満足」「やや満足」の割合）	31.1%	38%	45%

4 施策体系・施策が目指す姿

1 良質な住宅地の整備

土地区画整理事業*による新市街地の良好な住環境の形成に取り組み、多世代にわたって住みやすく、住み続けたいと選ばれる地域環境づくりを目指します。また、市営住宅についても老朽化を踏まえた適切な維持管理を行いながら、集約・統廃合や民間住宅借上げ等についても検討を進め、良質な住宅の供給を図ります。

2 道路ネットワークの形成

都市活動を支え、市民の生活利便性や南北市街地の連結機能の強化等を図る道路の整備を行うとともに、災害に強い道路ネットワークの形成を推進します。

3 良好な住環境の形成

未舗装道路や雨水排水の計画的な整備・バリアフリー*化により、生活利便性の向上や快適な環境の形成、こども・高齢者にやさしい魅力あるまちづくりを目指すとともに、都市計画法の区域指定を活用して、農村地域の維持・保全を図ります。また、空き家バンクの設置等による空き家の利活用の検討、危険な空き家の解体費用の一部補助など、関係各所と連携した空き家対策に努めます。

4 道路維持管理の充実

誰もが安全で快適に移動できるよう、道路ネットワークの充実と生活道路の維持管理を行うとともに、橋梁の長寿命化修繕について計画的に実施します。

5 公共交通ネットワークの充実

既存公共交通の維持と新たな交通システムの導入による公共交通ネットワークの充実を図り、快適で住みやすいまちを支え、未来を育む公共交通体系の実現を目指します。

■ 5　個別施策・主要事業

1 良質な住宅地の整備

都市機能や住宅が集約されたコンパクトで良質な住宅地を整備し、多様な世代の移住・定住の促進を図るため、結城南部第二・第三土地区画整理事業*においては、引き続き道路築造・舗装や家屋等物件移転、保留地*販売などを推進するとともに、富士見町・逆井・四ツ京土地区画整理事業*の促進・支援を図ります。また、結城南部第二、富士見町、逆井土地区画整理事業*については、事業完了に向けた換地処分を目指し取り組みます。

市営住宅については、現行の結城市営住宅マスタープラン*の基本的方針や計画を引き継ぎ、建物の老朽化の状況を的確に踏まえた維持管理を実施するとともに、将来を見据えた建替えや民間住宅の活用などの多様な手法を検討し、適切な住環境の整備と供給に努めます。

● 重点事業

主要事業

● 土地区画整理事業（結城南部第二）［区画整理課］

道路築造・舗装、家屋等物件移転、各種調査設計、保留地*販売の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
進捗率	97.8%	99%	99%

● 土地区画整理事業（結城南部第三）［区画整理課］

道路築造・舗装、家屋等物件移転、各種調査設計、保留地*販売の実施

進捗率	93.2%	98%	99%

● 富士見町土地区画整理事業［区画整理課］

事業の進捗管理、事業の促進・支援

進捗率	87%	90%	92%

● 逆井土地区画整理事業［区画整理課］

事業の進捗管理、事業の促進・支援

進捗率	97.5%	99%	99%

● 四ツ京土地区画整理事業［区画整理課］

事業の進捗管理、事業の促進・支援

進捗率	87.3%	92%	94%

2 道路ネットワークの形成

本市の骨格となる地域幹線道路と生活道路の拡幅整備や街路灯のＬＥＤ化、歩道の確保を推進することにより、利便性や安全性の向上、地域間交通の円滑化及び災害に強い道路ネットワークの形成を図ります。

● 重点事業

主要事業

● 都市計画道路整備事業［都市計画課］

都市計画道路３・４・18 号鹿窪・砂窪線の整備

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
整備	用地取得	用地取得	工事着工

○ 市道 0109 号線舗装整備・街路灯ＬＥＤ化事業（都市構造再編集中支援事業）［土木課］

歩道のバリアフリー*化及び車道の整備、既存照明のＬＥＤ化

進捗率	0％	10%	50%

○ 市道 0115 号線道路改良事業（市道 0115 号線～市道 0230 号線間）［土木課］

道路の拡幅による通学児童の安全の確保

進捗率	29.9%	100%	100%

3 良好な住環境の形成と保全

未舗装道路の計画的な舗装整備を行うとともに、排水設備が未整備のために冠水が発生する道路の計画的な改修整備を進めます。

また、区域指定制度を活用することで、南部の農業地域を中心とした集落の維持・保全を図ります。

空き家対策については、県の連絡会議や空家等対策協議会と連携した維持管理や、空き家バンクの設置等による利活用の検討を進めるとともに、全戸調査の実施により市内の空き家の実態をより正確に把握し、自治会などと連携することで地域一体での課題解決を図ります。

● 重点事業

主要事業

● 市道整備事業［土木課］

生活道路として利用している未舗装道路の舗装整備

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
舗装整備率	65.2%	65.7%	66%

● 市道排水整備事業［土木課］

市道の排水整備に伴う側溝新設及び既設側溝の改修

排水整備率	25.5%	26.4%	26.8%

● 空家等対策事業［生活環境課、都市計画課］

県の連絡会議や空家等対策協議会と連携した空き家の維持管理や利活用の検討

協議会開催数	0回／年	1回／年	1回／年

○ 空家等解体費補助事業［生活環境課］

危険な空き家に対する解体費の一部補助の実施

解体補助件数	4件／年	5件／年	5件／年

4 道路維持管理の充実

生活道路を安全かつ快適に利用できるよう、道路の危険個所等について整備を行うとともに、経年劣化・損傷した道路舗装及び橋梁の計画的な修繕を行います。

● 重点事業

主要事業

● 市道舗装補修事業［土木課］

危険な穴・段差・路肩の崩れ補修などによる安全な道路整備

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
生活道路の舗装打替延長	1.39 km／年	1.60 km／年	1.60 km／年

● 市道舗装修繕事業［土木課］

１・２級幹線市道の経年劣化や損傷した道路舗装の計画的な修繕

幹線市道の舗装打替延長	0.09 km／年	0.40 km／年	0.40 km／年

○ 橋梁維持補修事業［土木課］

橋梁の定期点検及び経年劣化や損傷した橋梁の計画的な修繕

修繕必要橋梁数（判定Ⅲ）	３橋	１橋	０橋

5 公共交通ネットワークの充実

市内巡回バスを中心とした地域内交通の利便性の向上を図るとともに、タクシーや民間送迎バスなどの補完交通を利用した新たな交通システムの導入や、デジタル技術の活用による利便性向上、周辺自治体と連携した広域移動、自転車を活用した多様な交通手段の連携など、さらなる公共交通ネットワークの充実に取り組みます。

● 重点事業

主要事業

● 公共交通整備事業［企画政策課］

市内巡回バスの運行による交通弱者等の交通手段の確保、利便性の高い公共交通網の形成

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
巡回バス年間利用者数	31,833 人	34,500 人	35,900 人

■ 6　個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市橋梁長寿命化修繕計画	2020（令和２）年度～	土木課
結城市舗装維持修繕計画	2023（令和５）年度～ 2027（令和９）年度	土木課
結城市地域公共交通計画	2022（令和４）年度～ 2026（令和８）年度	企画政策課

②－３　安全に暮らせるまちづくり［防災・防犯］

■ １　現状と課題

近年は、線状降水帯による集中豪雨や大規模化する台風による風水害など、想定を超えた様々な自然災害が多発しており、本市においても大きな被害を受けることが懸念されることから、河川や地形等に配慮した災害対策の再確認や、過去の災害時の課題に対応するための施設等の整備、地域と連携した防災体制の見直しが必要となっています。

併せて、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の流行は、災害対策にも大きな影響を及ぼしており、地震や河川洪水等による災害が発生した場合でも、可能な限り感染リスクを低減させた救助・復旧活動や避難所運営が求められています。

一方で、交通事故の発生件数及び死傷者数は減少傾向にあるものの、近年において社会問題化している危険運転や高齢ドライバーによる不慮の事故等を未然に防ぐために、市民一人一人が自動車・自転車運転のルールとマナーを遵守し安全運転に努めていくことが重要です。

また、防犯の観点からは、近年は全国的に強盗等の重要犯罪の認知件数が増加するとともに、犯罪が複雑化・巧妙化してきていることから、防犯対策のあり方についても急速な変化が求められています。本市においても警察署、防犯協会、地域と連携のもと、地域防犯リーダーの育成や、防犯パトロールの活動など住民の防犯意識の高揚、情報の迅速な収集・伝達や住民参加による犯罪のない安心できるまちづくりを推進することが重要です。

■ ２　基本的方針

- 市民が安全に暮らせるまちづくりを実現するため、事前の防災・減災対策や迅速な応急対策と復旧・復興体制の構築、自助・共助・公助による適切な取り組みなど総合的な防災対策を推進するとともに、災害に強い市街地を形成し、庁舎を拠点に地域が一体となった防災体制や、迅速な対応を実現する消防・救急体制の強化などを進めます。
- 大規模災害発生時を想定した消防団員の確保・育成や、自主防災組織の活動支援、地域防災協力員との連携など、地域における危機管理体制の確立と市民の防災意識の高揚を図ります。
- 災害に強い生活基盤づくりを行うため、備蓄体制の充実や災害発生時の情報伝達手段の多様化を進めるとともに、自主避難が困難な世帯への避難支援や感染症拡大防止にも配慮した避難所運営体制の構築、防災倉庫・防災施設の拡充、住民への広報強化を図ります。
- 交通事故や犯罪から身を守るため市内全域の危険箇所を把握し、交通安全施設や防犯設備を整備するとともに、関係機関・団体との連携や民間活動と協働*した、交通安全や防犯対策を強化したまちづくりに取り組みます。

■ 3　基本施策の主な指標

指標１

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
自主防災組織率	34.6%	38%	40%

指標２

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
人口千人当たりの犯罪率	9.279%	6.000%	5.000%

■ 4　施策体系・施策が目指す姿

1 防災対策の充実

安全で安心なまちづくりを目指し、地域の特性に合わせた市民、企業・団体、行政が連携した防災体制と、「自らの安全は自ら守る」という積極的な防災対策を推進します。

2 防犯対策の充実

防犯灯の設置や、地域ぐるみの防犯の取組などにより、犯罪対策の変化に柔軟に対応しながら、誰もが安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを目指します。

3 交通安全対策の推進

誰もが安全に目的地に移動できるよう、わかりやすい道路案内標識等の設置や、通学路における街路灯・歩道の設置など、交通安全施設の整備とともに、交通安全意識の啓発を進めます。

4 消防体制の強化

非常備消防機関である消防団の活動に必要な装備の配備を進めるとともに、安全対策の徹底に努めます。

■ ５ 個別施策・主要事業

① 防災対策の充実

災害発生時の被害を最小限に抑えるための備えとして、結城市地域防災計画に基づき、災害時の避難所運営を想定した実践型の総合防災訓練を地域の実情に応じた形で開催するほか、災害時の情報伝達に必要な防災行政無線の計画的な更新や、自主防災会の設立促進、災害時における避難施設、備蓄体制の充実を図ります。

また、住宅・建築物の耐震化に向けた耐震診断士の派遣や、ホームページやパンフレット、ＳＮＳ*を活用した情報の発信を行うなど防災機能強化を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 総合防災訓練開催事業［防災安全課］

実践型防災訓練の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
訓練避難所数	３か所	15 か所	21 か所

○ 災害情報伝達手段整備事業［防災安全課］

防災行政無線の計画的更新・利活用と新たな情報伝達手段の検討

拡声子局バッテリー更新子局数	３か所	40 か所	79 か所

● 自主防災組織育成事業［防災安全課］

自主防災組織の設立及び資機材購入に対する支援

補助金交付団体数	２団体／年	２団体／年	２団体／年

○ 住宅・建築物耐震改修事業［都市計画課］

木造住宅の耐震診断*を行う診断士の派遣及び耐震改修助成支援

診断士派遣及び改修助成件数	５件・０件	６件・１件	６件・１件

2 防犯対策の充実

地域における夜間の事故や犯罪の未然防止を図るため、地元自治会による防犯灯設置や、防犯ボランティアパトロール活動への支援を行います。

また、警察と連携を図りながら、駅周辺地域や通学路の防犯パトロールの実施、防犯カメラの設置などにより、地域が一体となって防犯対策を強化し、犯罪や事故のない安全で安心なまちづくりを目指します。

● 重点事業

主要事業

● 明るい地域づくり推進事業［防災安全課］

地域における防犯灯の設置や防犯ボランティア活動に対する支援、駅周辺地域や通学路での防犯パトロールの実施と防犯カメラの設置

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
防犯パトロール回数	116 回	120 回	120 回

3 交通安全対策の推進

道路標識など交通安全施設の整備を推進するとともに、小中学校の児童・生徒の登下校時における交通事故防止・犯罪の抑止を図るため、地域の要望を踏まえながら通学路街路灯の設置、改修を行います。

● 重点事業

主要事業

○ 施設管理事業（交通安全施設）［防災安全課］

交通安全施設の整備及び維持管理、通学路街路灯をＬＥＤに交換

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
通学路街路灯ＬＥＤ化率	95.2%	100%	100%

○ 施設整備事業（交通安全施設）［防災安全課］

通学路の必要な場所への街路灯の設置

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
通学路街路灯設置数	1,269 基	1,300 基	1,310 基

4 消防体制の強化

計画的な消防団詰所の整備や、車両の更新を行うとともに、迅速かつ効果的な消火活動につながる消防団の装備の充実や、消防水利のない地区における水利の確保を図ります。

また、消防団員の安全対策や福利厚生を充実させ、処遇改善を図ります。

● 重点事業

主要事業

● 消防団活動事業［防災安全課］

非常備消防機関である消防団の活動に必要な装備の配備及び安全対策の充実

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
装備及び安全対策等講習会	2回／年	3回／年	4回／年

○ 施設等整備事業（消防団施設）［防災安全課］

老朽化した消防車両の計画的な更新、消防団詰所の修繕、更新

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
消防車両の累計更新数	3台	4台	6台

■ 6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市国土強靭化*地域計画	2022（令和４）年度～2026（令和８）年度	防災安全課
結城市国民保護計画	2007（平成 19）年度～	防災安全課
結城市地域防災計画	2021（令和３）年度～	防災安全課

②－４　地球環境にやさしいまちづくり［環境共生／生活環境／上下水道］

■ １　現状と課題

本市では、循環型社会*を実現するため、３Ｒを基本としたごみの減量化や資源物分別収集事業による再資源化に取り組んでいます。一つの指標となる「市民一人１日当たりのごみ排出量」は減少傾向にあるものの全国平均を超過しており、排出抑制の対策が求められています。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が 2022（令和４）年４月に施行され、これに対応した分別収集を行う必要があります。

その他にも、日常生活や事業活動の中で発生する大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害問題や、廃棄物の不法投棄、地球規模で発生する地球温暖化など、周囲を取り巻く様々な環境問題の改善を図り、本市の環境を将来へ受け継ぐためには、市民一人一人が環境の大切さを正しく理解し、日常生活の見直しに真剣に取り組むことが重要です。

水道事業は、1965（昭和 40）年に給水を開始して以来、市民の豊かで快適な生活を支えるため、災害に強いライフラインの構築に向けた水道施設の整備を推進しています。近年は、少子高齢化の影響と節水家電の普及等により、給水収益の減少が見込まれる一方で、高度経済成長期に整備された多くの施設や管路が更新時期を迎えており、今後は莫大な財政負担が予測されるなど課題を多く抱えています。

公共下水道事業（汚水）は、1971（昭和 46）年から整備に着手していますが、整備完了までには長い期間が見込まれるため、市全体の公共下水道・農業集落排水*・合併処理浄化槽*などの計画である「茨城県生活排水ベストプラン」を 2022（令和４）年に見直しました。各排水処理施設や下水管渠については老朽化が進行しており、破損等により事故や市民生活へ大きな影響を及ぼす懸念があることから、適切な点検とストックマネジメント計画等に基づいた計画的な改修・更新が必要となっています。

2 基本的方針

- 限りある資源とエネルギーを有効活用し、持続可能な循環型社会*の形成を目指すため、ごみ排出量の抑制・減量化と資源分別の徹底を、市民と行政が一体となって推進します。
- 2020（令和２）年の「ゼロカーボンシティ*宣言」に基づいた温室効果ガス*の排出抑制と低炭素社会づくりを進めるため、省エネルギー・再生可能エネルギー*の推進や環境教育・ＰＲ活動を充実させ、2050 年のカーボンニュートラル*を目指した地球温暖化及び環境保全対策に積極的に取り組みます。
- 身近な生活環境を保全するため、市民参加の環境美化活動を促進しつつ、悪臭や騒音、河川の水質汚染、廃棄物の不法投棄など市民生活に影響を及ぼす環境汚染の監視と対策を進めます。
- 水道事業では、安心・安全な水道水を安定的に提供するため、結城市新水道ビジョン及びアセットマネジメント*に基づき、老朽化した施設の更新・耐震化を計画的に行うことで、投資の合理化と財政基盤の強化を進め、独立採算による健全な事業運営を目指すとともに、茨城県が推進する水道事業の広域連携推進方針を踏まえ、合理化及びコスト縮減を図りながら将来を見据えた施設の最適化を進めます。
- 生活排水の適切な処理を進める公共下水道の整備、農業集落排水*の維持管理、合併処理浄化槽*の普及を進めるとともに、ストックマネジメント計画に基づいた老朽化した施設の計画的な更新を行い、都市の健全な発展と生活環境・公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ります。

3 基本施策の主な指標

	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標１	一人１日あたりのごみ排出量（資源物を除く）	630g	580g	550g

4　施策体系・施策が目指す姿

1 循環型社会の形成

市民と協働*で、ごみ減量化、資源物分別収集を継続的に取り組むとともに、廃棄物の安全かつ確実な収集に努め、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会*の構築を目指します。

2 地球温暖化対策の強化

地域環境問題を市民・事業者とともに解決に向けて取り組み、市民一人一人が環境への理解と認識を深めるための環境教育の充実を図ります。また、省エネルギーを推進するため、省エネ家電の普及促進を図ります。

3 生活環境の保全

市民一人一人がごみに対する意識を高め、関係機関と連携しながら公害や不法投棄を未然に防ぐことで、生活環境の保全を推進します。

4 安全・安心な水道水の安定供給

持続可能な水道事業を実現するため、効率的・効果的な運営と浄水場施設や配水管の計画的かつ適切な更新工事を行い、安全・安心な水道水の安定供給を目指します。

5 生活排水の適正な処理

公共下水道の計画的かつ効率的な整備・更新及び合併処理浄化槽*の設置促進、農業集落排水*処理施設の適正な維持管理を行い、生活衛生の向上、公共用水域の水質保全を推進します。

5 個別施策・主要事業

1 循環型社会の形成

循環型社会*を実現するため、市指定ごみ袋の導入によるごみ排出量の抑制・減量化、プラスチック資源や発火等のリスクがあるリチウムイオン電池・スプレー缶などを含めた資源物の徹底分別による再資源化及び生ごみ減量化器具の普及促進に取り組み、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を推進します。

● 重点事業

主要事業

○ 資源物分別収集事業［生活環境課］

紙類・缶類・ビン類等を対象とした、資源物の分別収集

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
リサイクル率	11.6%	13.8%	14.8%

○ ごみ減量化対策事業［生活環境課］

生ごみ減量化器具設置者への補助

件数	10件／年	10件／年	10件／年

2 地球温暖化対策の強化

住宅用蓄電池の設置者に対する補助金の交付や新エネルギー*・再生可能エネルギー*導入に対する情報提供や環境講座の開催、環境学習副読本への情報提供、公共施設へのグリーンカーテン設置等、ゼロカーボンシティ*の実現に向けた取り組みと地球温暖化対策を推進します。

● 重点事業

主要事業

○ 地球温暖化対策事業［生活環境課］

節電キャンペーンの実施、新エネルギー*に対する情報提供、地球温暖化対策の環境講座の開催

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
環境講座開催回数	１回／年	２回／年	２回／年

○ 地球温暖化対策事業［生活環境課］

住宅用蓄電池の設置者に対する補助

設置補助基数	０基	７基	７基

3 生活環境の保全

環境汚染を引き起こす恐れのある不法投棄等を防止するため、マナー向上を目指し啓発に努めるとともに、関係機関との連携強化を図ります。

また、身の回りの良好な生活環境を維持していくために、公害の定期的な監視測定や公害に関する苦情対応を行います。

● 重点事業

主要事業

○ 公害対策事業［生活環境課］

河川等の水質測定の実施、公害苦情対応・指導

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
公害に対する苦情対応件数	63 件／年	60 件／年	60 件／年

4 安全・安心な水道水の安定供給

経営戦略を包括した結城市新水道ビジョン及びアセットマネジメント*に基づき、耐震・老朽化対策を進めるとともに、需要に即した拡張事業を計画的に実施していきます。

また、茨城県が推進している「１県１水道」構想による県内水道事業の統合を見据えながら、効率的・効果的な事業運営を推進します。

● 重点事業

主要事業

○ 施設整備事業［水道課］

浄水場施設等の老朽化に伴う施設更新

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
更新機械設備数	12 か所	30 か所	44 か所

○ 配水管更新事業［水道課］

石綿セメント管*や老朽管の布設替えの実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
石綿セメント管残延長	24,468m	18,468m	15,468m

○ 第４次拡張事業［水道課］

土地区画整理事業*地内や未整備地区への配水管布設要望に対する対応件数

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
対応件数	３件	11 件	15 件

○ 効率的・効果的な事業運営［水道課］

収支のバランスに配慮した、計画的な事業の推進による健全な事業運営の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
料金収納率	97.2%	99%	99.9%

5 生活排水の適正な処理

合併処理浄化槽*の設置費補助を行うとともに、ストックマネジメント計画に基づき、汚水管渠や雨水管渠、下水浄化センター等の計画的かつ効率的な整備・更新を行います。

● 重点事業

主要事業

○ 合併処理浄化槽設置事業［生活環境課］

合併処理浄化槽*の設置者に対する補助

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
設置補助基数	35 基／年	47 基／年	47 基／年

○ 汚水管渠建設改良事業［下水道課］

下水道汚水管渠の整備、普及促進

供用開始区域面積	842ha	865ha	876ha

○ 雨水管渠建設改良事業［下水道課］

下水道雨水管渠の整備

整備延長	14, 333m	14, 500m	14, 800m

○ 処理場建設改良事業［下水道課］

計画的な下水浄化センターの施設・設備の更新

更新機械整備数	7か所	7か所	9か所

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第２次結城市環境基本計画	2021（令和３）年度～2020（令和 12）年度	生活環境課
結城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度	生活環境課
結城市新水道ビジョン（改訂版）アセットマネジメント*	2024（令和６）年度～2033（令和 15）年度	水道課
結城市公共下水道事業計画	2024（令和６）年度～2026（令和８）年度	下水道課

③－１　特色ある農業の振興と活性化［農業］

■ １　現状と課題

本市は関東平野特有の平坦な地形を有し、災害も比較的少なく、安定した農業経営を行うことができることから、首都圏の生鮮野菜供給地として、露地野菜等の多くの農産物が生産されており、農業は本市における基幹産業としての重要な役割を担っています。

しかし、近年、農業従事者の高齢化等により離農者が増えていることから、今後も地域農業を維持するため、関係機関と連携しながら地域の担い手となる農業者を確保し、育成していく必要があります。

また、耕作放棄地の発生を防ぎ優良農地を確保するため、結城市地域計画により農地の現状把握を行いながら、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、効率的な経営が行えるよう農地の再整備を含むインフラ整備を行う必要があります。

さらに、食の多様化、低価格な輸入農産物の増加などによる国産農産物の消費低迷や、農業用資材等の高騰は、農業者の所得の減少を招き、農業離れを助長する恐れがあります。

このため、農業経営の安定化・合理化を支援する施策を通じ、農業者の生活の安定や若返りの促進を図るとともに、本市産農畜産物の販路拡大活動を積極的に展開し、消費者から選ばれる産地を目指していく必要があります。

■ ２　基本的方針

- 本市の基幹産業である農業の健全な発展や市民の健康的な生活の基礎となる食料を提供するために、これまでの慣行農業に加え、新たに有機農業へ取り組むとともに、担い手となる農業者を中心とした農地の利用集積・ほ場整備や、高性能農業機械及びＩＣＴ*・ＡＩ*などの技術を活用したスマート農業*の導入を検討し、限られた農業人口における効率的な農業を推進するほか、農業者年金への加入促進等により若い農業者が安心して従事できる農業環境の整備と経営の安定化を支援します。
- 地域農業の支援のため、ＪＡなど関係機関との連携を強化するとともに、本市産農畜産物の特性を活用した地域ブランド化と地産地消や販売促進、６次産業化*を推進するほか、田植え・稲刈り体験や農産物の収穫体験などを通して農業に対する理解を深め、農村地域の活性化と農業の魅力を広める活動を積極的に展開します。
- 高齢化や後継者不足による担い手の減少、耕作放棄地の拡大、生産性の低下などの問題を解消するため、農業環境の保全や担い手の確保につながる、地域特性に応じた農業生産の基盤整備や就農機会の拡充を推進します。

■ 3　基本施策の主な指標

指標１

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
農業産出額	1,582 千万円 (R5)	1,694 千万円	1,753 千万円

指標２

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
大規模農業経営体数	32 名	35 名	38 名

■ 4　施策体系・施策が目指す姿

① 活力ある産地の育成

首都圏への生鮮野菜の供給が可能な立地条件を活かしつつ、消費者ニーズに即した優良な農畜産物の生産とブランド化・６次産業化*を推進することで他地域との差別化を図ります。また、家畜の感染症対策や蔓延防止対策等を行い、アライグマなどの有害鳥獣による農作物被害の防止策を実施し、活力ある産地を形成します。

② 担い手農業者の確保・育成・支援

青年就農者や新規就農者に対し、国・県における各種施策を活用しながら、栽培技術の習得や機械・施設等の導入に対するきめ細かな支援を行い、地域の担い手となる農業者の確保・育成や農業経営の安定化を図ります。また、優良な耕作条件を有する農地について、地域の担い手を中心とした集積を促進し、農業経営の大規模化を推進します。

③ 安定した経営基盤の構築

農地の集約、整備により、農業経営の拡大・効率化を図る基盤整備を行うとともに、農業地域が持つ自然環境を保全し、良好な景観形成など多面的な機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農地の有効活用を推進します。

また、作業負担を軽減し、将来にわたり安定的な農業経営を引き継げるよう、ＩＣＴ*技術等を活用したスマート農業*の導入支援を図ります。

④ 環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい農業を推進するため、有機農業に取り組む農家の支援を行います。

また、資源の有効活用と農村環境の保全のため、使用済農業用廃プラスチック類の収集・処理対策を行います。

■ 5　個別施策・主要事業

1 活力ある産地の育成

主食用米をはじめとした水稲に加え麦・大豆等の戦略作物*の本作化を推進することで、食料自給率・供給力の強化を図り、水田の効果的活用を進めるとともに、需要に応じた米生産を推進します。

また、ＪＡや関係機関と連携しながら、園芸作物生産の振興、市内外イベント等におけるＰＲ活動や６次産業化*・農商工連携の取組の推進、海外への販路拡大の検討など、本市産農畜産物の認知度向上や消費拡大に向けた支援を行います。

さらに、本市農業への関心を高めるため、地産地消や食農教育、田植え・稲刈りや野菜の収穫等の農業体験など、農業の魅力を広める活動を展開します。

併せて、家畜の感染症予防や、発生した際の蔓延防止、畜産経営の安定に向けた支援を行うとともに、結城市鳥獣被害防止計画に基づく有害鳥獣による農作物への被害防止施策を総合的かつ効率的に実施します。

● 重点事業

主要事業

○ 農業再生対策事業［農政課］

主食用米の需給安定に向けた実需者ニーズに応じた生産の推進

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
水陸田活用率	91.4%	95%	100%

● 農畜産物販売促進事業［農政課］

地産地消及び販売促進の推進、６次産業化*・農商工連携の取組支援、都市・農村交流の推進

農産物ＰＲ・販売促進活動回数	13回／年	12回／年	12回／年

○ 農業振興事業（農林航空防除事業）［農政課］

無人ヘリによる水稲の広域的な防除作業

散布面積	586.1ha	586ha	586ha

○ 有害鳥獣被害対策事業［農政課］

増加している有害鳥獣（アライグマ）被害への対策を推進

アライグマ捕獲頭数	127頭	150頭	150頭

2 担い手農業者の確保・育成・支援

若い就農者などの地域の担い手となる農業者を確保・育成するため、認定農業者等が農業経営の発展に必要な機械・施設等を導入する費用の補助や、新規就農者への技術支援を行い、安定した経営を図るための助成を行います。

また、農業の成長産業化を目指し、地域内の農地を対象経営体に貸し付けする農地所有者等への協力金の交付を行います。

● 重点事業

主要事業

● 認定農業者等育成事業［農政課］

農業経営基盤強化資金利子助成事業、集落営農*推進事業、新規就農者育成総合対策事業の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
認定農業者数	250 人	246 人	244 人

3 安定した経営基盤の構築

水田・畑作地の農業生産基盤を整備し、地域の農地利用の最適化や規模拡大による農業経営の効率化・生産性の向上を図るとともに、農道等の農村環境の整備を行います。

また、ＩＣＴ*（情報通信技術）やＡＩ*等の先端技術を活用したスマート農業*の導入を図り、農業人口の減少などの取り巻く環境の変化に対応した農業に取り組みます。

● 重点事業

主要事業

○ 農地集積・集約化対策事業［農政課］

農地中間管理事業による農地集積

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
機構を通しての賃貸借面積	33.5ha	80ha	85ha

○ 土地改良事業［農政課］

農家や施設管理者等が行う維持管理事業への補助

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
（多面的機能支払）認定面積	765ha	770ha	775ha

4 環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい持続可能な農業として有機農業の推進に取り組み、就農希望者に向けた研修制度や補助、地域おこし協力隊制度の活用等による担い手の確保、講演会の開催による市民理解の促進などを展開し、推進していきます。

また、使用済農業用廃プラスチック類の収集・処理対策を行うことで山林等への不法投棄を防止し、資源の有効活用と農村環境の保全を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 園芸振興事業［農政課］

害虫発生状況調査、使用済農業用廃プラスチック類の収集・処理

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
廃プラ回収数量	165.46 t	165 t	165 t

● 環境共生型農業推進事業［農政課］

有機農業に取り組む事業者に対する支援

技術指導回数	0回	5回	10回

■ 6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市農業振興地域整備計画	2021（令和３）年度～	農政課
結城市森林整備計画	2022（令和４）年度～ 2032（令和 14）年度	農政課
結城市果樹産地構造改革計画	2023（令和５）年度～ 2027（令和９）年度	農政課
第２次結城市鳥獣被害防止計画	2025（令和７）年度～ 2027（令和９）年度	農政課

③－２　活力と創造力を育む商工業の振興［商業／工業］

■ １　現状と課題

本市では、人口減少と高齢化による労働力の減少や消費市場の縮小、地元企業におけるデジタル化やＡＩ*への進展への対応の遅れによる競争力の低下が懸念されています。

商業については、人口減少やモータリゼーションの進展により、土地区画整理事業*を進めている国道 50 号沿線や市北西部など郊外の幹線道路沿いへ新規出店が多く見られます。その一方で、歴史のあるＪＲ結城駅北側の北部市街地では店舗の老朽化や後継者不足などによる空き店舗が目立ち、利用者や人々の往来が減少するなど、空洞化が進んでいることが課題となっています。

工業については、首都圏に近い立地条件が評価され、輸送の利便性などから製造業や運輸業を中心に様々な業種の企業が進出しており、更なる企業立地のニーズもあることから、新たな産業拠点形成の検討が課題となっています。

また、雇用確保のため、ふるさとへの就労希望者や新たな転入希望者の受入れ強化を含めたＵＩＪターン*への対応が検討事項となっています。特に、進学や就職などを機に東京圏などへ転出した市民が魅力を感じるような企業の誘致や育成に取り組む必要があります。

急速なグローバル化*・デジタル化が進んだことにより生活の利便性が向上した反面、複雑・多様化した新たな消費者トラブルが生じており、高齢者から若い世代までが巻き込まれる事例も生じていることから、市民に対する周知・啓発が重要となっています。

■ ２　基本的方針

- 商業については、多様化する消費者ニーズに対応するため、結城商工会議所と連携して、北部市街地と国道を中心としたロードサイドの商業施設との共生・機能分担による商業の振興を図ります。また、歴史や文化などの地域資源*や特産品を活用し、本市独自の観光資源を「地域の稼ぐ力」に変換していくための仕組みづくりにチャレンジします。併せて、北部市街地の活性化を図るため、空き店舗の活用促進、新規出店支援、事業承継支援など既存の商業事業者が活力を維持・向上できるような施策を検討推進します。
- 工業については、社会経済情勢の変化に対応し経営の安定を図るため、既存企業の経営基盤の強化や雇用確保などの各種支援策を行います。また、企業誘致における本市の優位性を効果的にＰＲし、新たな産業拠点の整備や魅力的な企業の誘致を進め、新たな産業の創出に取り組みます。
- 近年において多様化する消費者トラブルの中で安心して消費生活を送れるよう、消費生活センター*への専門的な相談員の配置により市民からの相談業務を行うとともに、リーフレット配布や出前講座など、市民に対する意識啓発や情報提供を図ります。

■ 3　基本施策の主な指標

	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
指標1	製造品出荷額等 （経済構造実態調査）	259,267 百万円（R5）	264,500 百万円	267,100 百万円

■ 4　施策体系・施策が目指す姿

1 活力ある地域産業の振興

関係機関との連携により、経営基盤の強化や雇用促進を行うことで、地域内事業者の継続的発展や雇用機会の安定化を図ります。

また、事業者・生産者のニーズや本市独自の誘客ポテンシャルを分析し、地域が有する魅力ある産品やサービスを発掘・商品化し、地域の「稼ぐ力」の顕在化を目指します。

2 中心市街地の活性化

中心市街地活性化事業を実施する団体や区域内の空き店舗を活用し、事業を実施する者へ支援を行うことで、中心市街地としてのにぎわいを取り戻し、魅力あふれる商業空間を創出します。

3 健全な消費生活の確保

安全・安心な消費生活のために、消費生活センター*の更なる周知と相談業務の充実、消費生活に関する啓発活動や教育の推進、関係機関との連携強化により、市民が安全で安心して暮らせる消費生活環境の確保を目指します。

4 企業支援の推進

若者や女性に魅力的な雇用の場を確保するとともに、地元工業の発展と地域活力の創造を図るため、工業団地等の産業拠点の整備と立地支援等の企業誘致を推進する等、工業の振興を図り、地域経済の発展と雇用機会の拡大を目指します。

5 個別施策・主要事業

1 活力ある地域産業の振興

市内の商工業者の振興発展を図る結城商工会議所と連携し、各種融資や相談事業等を実施し、地域経済の活性化を図ります。

また、本市が有する資源や特産品を活用した商品の発掘・開発や、販路の拡大を担うことで、地域における「稼ぐ力」の向上を図ります。

さらに、若者や女性にとって働きやすく魅力的な雇用環境づくりを行う企業に対し支援するとともに、企業と就職希望者の交流の場を提供し、人材確保支援や若者の就業支援を行うことで、地域経済の発展、雇用促進、若年層や女性をはじめ幅広い市民の定住化を目指します。

● 重点事業

主要事業

○ 商工業振興事業［商工観光課］

商工会議所が行う地域商工業の振興に関する事業への支援等

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
商工会議所会員数	1,055 社	1,080 社	1,100 社

○ 中小企業資金融資対策事業［商工観光課］

市内中小企業者に対する事業資金の融資等

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
自治金融融資件数	31 件／年	40 件／年	45 件／年

● 地域経済活性化事業［商工観光課］

地域資源*を活用した商品開発提案や販路拡大を通じた地域経済の活性化

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
商品・サービス開発数	―	1 件／年	1 件／年

2 中心市街地の活性化

中心市街地活性化を目的とする事業を実施する団体や区域内の空き店舗を活用した創業者への支援を行います。

また、創業支援事業計画に基づき、関係機関や専門家による相談体制の構築、創業支援セミナー開催やその受講者に対する支援を行います。

● 重点事業

主要事業

● 中心市街地活性化事業［商工観光課］

中心市街地の空き店舗を活用した創業者への支援に係る改修費や家賃の補助、創業支援セミナーの開催

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
空店舗等活用事業補助金交付件数	3件／年	3件／年	3件／年

3 健全な消費生活の確保

複雑・多様化する消費者トラブルを未然に防ぎ、安全・安心な消費生活を守るため、消費生活センター*の存在や役割について更なる周知を図るとともに、高齢者や若年層を中心とした啓発と情報提供のため、リーフレット配布や広報誌掲載、出前講座などを行います。

また、相談員の研修会、学習会への参加や弁護士による消費者問題学習会の開催、関係機関との連携強化により、相談業務の充実を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 消費者行政事業［商工観光課］

消費生活センター*の周知、消費生活に関する啓発活動や教育の推進

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
啓発活動回数	9回／年	11回／年	12回／年

4 企業支援の推進

企業に対する優遇制度の充実や新たな優遇措置の検討により、東京圏などへ転出した若者や女性が魅力を感じるような企業誘致を促進するとともに、工業団地の整備等により、新たな産業拠点整備を推進します。

地域企業への理解を深め、企業担当者との交流を通じて地域産業や企業の実態を把握するとともに、企業と就職希望者の交流の場を提供し、人材確保支援や若者の就業支援を行うことで、地域経済の発展、雇用促進、若年層・女性をはじめとする幅広い市民の定住化を目指します。

● 重点事業

主要事業

● 企業誘致促進事業［商工観光課］

事業所を新設または増設等したものに対する奨励金の交付

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
交付件数	6社／年	6社／年	6社／年

● 工業団地整備推進事業［商工観光課］

新工業団地の整備促進

新工業団地整備状況	R7 売買契約予定	立地企業工場施工着手	立地企業操業開始

● 雇用促進対策事業［商工観光課］

高校等と市内企業との就職情報交換会、雇用促進対策セミナーなどの実施

就職情報交換会参加企業数	31社／年	35社／年	40社／年

③－３　地域資源を活用したにぎわいと交流の促進

［観光／伝統産業／シティプロモーション／地方創生］

■ １　現状と課題

本市を代表する地域資源*である結城紬は、長い歴史と高い文化的価値を有しながらも、近年は生産反数、従事者の減少といった課題に直面しており、後継者育成や販路拡大といった継承と発展に向けての取り組みを進めています。

また、北部市街地には、結城紬以外にも桐製品をはじめとした伝統工芸品や味噌、醤油、酒などの醸造品が今も残り、古くから城下町として栄えた趣ある街並みに、見世蔵*や神社仏閣など、歴史と風情を感じさせる観光資源があるものの、それらを活かしたにぎわいの創出や、観光客を受け入れる体制が万全とはいえない状況にあります。

かつては賑わいを見せていた商店街の衰退、大型店舗の撤退などにより、地域経済の中心であった北部市街地の活力は低下していることから、本市が有する観光資源を効果的に活用して人を呼び込み、地域の再生を図ることが喫緊の課題となっています。

また、全国的に人口減少が進行する中で、本市が持続可能な地域社会を築いていくためには、知名度の向上とともに、市民の郷土愛やシビックプライド*を育んでいくことが必要であり、本市の魅力を内外に向けて積極的に発信し、幅広くプロモーションしていくことが求められています。

■ ２　基本的方針

- 結城紬をはじめとする伝統産業については、後継者の育成に努めるとともに体験型観光の活用、新商品開発による新規需要の開拓を支援し、産業ベースの支援とあわせて観光面においても振興を進めます。
- 観光誘客については、本市が持つ資源を最大限に活用し、着地型商品の販売を進めるなど第２次商業観光振興計画に標榜した「稼げる観光」の名のもと、観光客に対する便益だけでなく市内事業者に還元できるような制度設計の構築やイベントの開催を目指します。
- シティプロモーション*事業については、人々の観光に対する目的、価値観が多様化する中、本市が持つ資源や魅力を柔軟かつ戦略的・効果的に伝えることの重要性が増していることから、本市の魅力を広く発信するシティプロモーション*を多様な媒体で展開し、市民における郷土愛やシビックプライド*の醸成を図るとともに、関係人口*の創出・拡大を通じて、移住・定住へとつながる人材を獲得し、地域力の強化と持続可能な発展を目指します。
- 東京圏への人口流出の抑制やＵＩＪターンの促進を図るため、本市が有する地域資源*や良好な生活環境などの地域の魅力を活用した移住・定住施策を展開するとともに、若者や女性、高齢者、障害をもつ方など多様な人々に選ばれる「生涯活躍のまちづくり」を進めます。

■ 3　基本施策の主な指標

指標１

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
常設観光地地点の観光入込客数	111,875 人	250,000 人	250,000 人

指標２

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
社会増減数	190 人	250 人	290 人

■ 4　施策体系・施策が目指す姿

1 地域資源を活用した観光の振興

観光誘客の推進により観光客を呼び込むことで、本市に賑わいをもたらします。

また、訪れた観光客が域内消費を行うことにより、市内事業者の売り上げを上昇させるなど、誘客や賑わいを経済効果につなげます。

2 シティプロモーションの推進

「結城の魅力」を市内外に発信し、郷土愛の醸成及び結城ファンの増加を図ることで、関係人口*の拡大及び移住定住に繋がる人材獲得を目指します。

3 伝統産業の振興

結城紬関連団体などへの支援により、作品展や展示販売会、研修会や調査研究、製品検査などの事業を継続させ、安定的な生産体制の確保と販路拡大、認知度向上を目指します。

4 関係人口の創出・拡大と移住定住促進

本市に関わりのある人の流れを活発化し、結びつきを深めることで、地域外からの人材の受入れ環境を向上させ、転入者の増加と定住化を促進します。

また、多様な世代、多様な立場の方が参加する全世代・全員活躍型のコミュニティづくりを図り、地域課題の解決に向けた「生涯活躍のまちづくり」を進めます。

6 個別施策・主要事業

1 地域資源を活用した観光の振興

結城市観光協会による独自の事業や市のイベントの展開により、観光誘客を進めます。

また、「賑わい」の造成と観光誘客によりもたらされる「稼ぐ力」の醸成という２つの命題に挑戦すべく、協会実施イベントの精査、結城紬、御手杵の槍、結城家などに代表される本市独自の観光資源の活用を進めます。

● 重点事業

主要事業

● 観光振興事業［商工観光課］

結城市観光協会への支援、フィルムコミッション*の推進

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
協会実施イベントの精査・調整	精査	精査して実施	精査して実施

● 観光情報発信事業［商工観光課］

「御手杵の槍」、「結城家」などの本市独自の観光資源を活用した誘客イベントの実施

イベント実施回数	2回	2回	2回

○ 結城蔵美館運営事業［商工観光課、生涯学習課］

結城蔵美館を活用した観光誘客

来館者数	17,613人	18,000人	19,000人

2 シティプロモーションの推進

北部市街地の見世蔵*・寺社などが残る歴史的な街並み、結城紬を代表とする伝統産業、醸造品や菓子などの物産、市役所周辺に広がる良好な住宅地、市中央に位置する工業団地、市南部に広がる農業エリアなどの地域資源*を「結城の魅力」と定義し、市内外に積極的に発信、ＰＲします。

また、インナープロモーション（市内向け）の推進により市民の郷土愛を醸成するとともに、アウタープロモーション（市外向け）を推進することで結城ファンを増やし、関係人口*の拡大及び移住定住の促進を図ります。

● 重点事業

主要事業

● シティプロモーション事業［秘書課］

結城の魅力を市内外に発信するため、プロモーション活動を実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
ＳＮＳ投稿数（主要ＳＮＳ４媒体の合計数）	526 件	583 件	630 件

3 伝統産業の振興

結城紬に関する作品展や展示販売会の開催による販路の開拓、研修会や調査研究、製品検査による生産体制の安定化や信頼性の確保向上など、関連団体が実施する結城紬振興の事業に対して支援を行います。

また、更なる生産体制の安定化のため、結城紬や桐製品などの伝統工芸技術を習得する者に対しての支援も行います。

● 重点事業

主要事業

● 本場結城紬振興事業［商工観光課］

結城紬振興のため、結城紬関連団体に対する補助金の交付

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
補助団体数	６団体	６団体	６団体

4 関係人口の創出・拡大と移住定住促進

地域おこし協力隊活動や合宿型ワーケーション*、伝統的な文化資源を活用したラーケーション*の受け入れなどを推進することで、地域に継続的に関わる関係人口*の創出・拡大を進め、地域活性化や将来的な移住を目指します。

また、東京圏からの若者や子育て世代の流入を促すため、市外に本市の情報を発信し、ターゲット層への移住支援策を強化するとともに、子育て世代をはじめとする幅広い市民のコミュニティ形成を通じて定住化を促進します。

年齢や障害の有無等を問わず、地元住民や移住者、関係人口*などを対象としたコミュニティづくりを行うことで、地域課題の解決を図り、全世代・全員活躍型の「生涯活躍のまちづくり」に取り組みます。

● 重点事業

主要事業

● 移住・定住促進事業［企画政策課］

イベント出展、お試し移住の実施や合宿型ワーケーション*の誘致、支援金の交付、子育て世代のコミュニティ形成等

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
お試し移住・合宿型ワーケーション等参加人数	21／人	30／人	30／人

● 地域おこし協力隊事業［企画政策課］

地域おこし協力隊による地域の活性化、地域課題の解決、地域活動団体の機能強化

協力隊活用事業数	１事業	３事業	３事業

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第２次結城市商業観光振興計画	2025（令和７）年度～2029（令和 11）年度	商工観光課
結城シティプロモーション*計画	2023（令和５）年度～	秘書課

4－1　地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり［学校教育］

■ 1　現状と課題

ＧＩＧＡスクール構想に基づくデジタル技術の活用や授業のオンライン化、児童生徒数の減少による小規模校化の進展など、こどもたちを取り巻く教育環境は大きく変化しています。また、社会における様々な場面で、ＩＣＴ*やＡＩ*の活用が急速に進んでおり、新しい時代に柔軟に対応できる資質・能力の育成が必要とされています。

これからは、デジタル社会に対応できる能力と、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学びに向かう力、人間性等の育成を図るとともに、ふるさとへの愛着と誇りをもち、未来の本市を担うことのできる人財の基礎をつくっていくことが重要です。

学習指導要領に基づき「個別最適な学び」と「協働*的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた誰一人取り残すことのない「インクルーシブ教育*」の充実が求められます。

また、少子化に加えて学校施設の老朽化が顕著になっている状況を踏まえ、施設の適正配置を念頭に計画的な施設・設備更新や学校再編の検討により適切な教育環境を構築するほか、猛暑などの異常気象への対策として体育館への空調設備の導入など、新たな需要への対応を検討し、持続可能な教育行政の運営を図っていく必要があります。

今後ますます高度化・複雑化する諸課題へ対応するため、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組む「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」をさらに進展させ、これまで以上に、学校・家庭・地域の連携を図り、「地域とともにある学校づくり」を目指していく必要があります。

2　基本的方針

- 児童生徒の確かな学力を保障し、豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた育成のため、きめ細やかな少人数指導体制、多様な支援体制、支援員の配置、相談体制の充実を図ります。併せて、学校現場において「ふるさと学習」「英語学習」「プログラミング学習」など特色のある教育活動を柱に据えて、新しい授業・学習への取組、地域の文化・歴史に触れる体験的学習、地域ぐるみの指導支援体制などの充実を図ります。
- こどもたちが安心・安全に学校生活が送れるよう、結城市学校施設個別施設計画に基づいた学校施設の老朽化対策を早急に行う必要があるため、余裕教室の状況、児童数の地域間格差等を踏まえ、計画的に改修を進めていきます。
- 市内小中学校の在り方については、将来の児童生徒数の推移を的確に判断しつつ、結城市学校適正配置等に関する方針に基づき、小学校の統廃合及び新設校建設の検討や学区再編、通学区域の見直しにより、児童生徒数の平準化を図り、適正規模の学校運営を目指します。
- 学校給食については、児童生徒の心身の健全育成、望ましい食習慣の形成に資するため、栄養バランスの充実はもとより、地産地消及び食育*活動の推進並びに有機食材の活用など魅力ある学校給食を実施します。
- 返還免除型の奨学金制度の活用を図り、教育の機会均等及び市内企業への就職等による移住定住を促進します。

■ 3　基本施策の主な指標

指標１

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
全国学力・学習状況調査質問紙「将来の夢や希望をもっていますか」	78.25%	80%	80%

指標２

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
まちづくりの満足度－地域資源（結城紬や農業）を活用した特色ある教育（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.05	3.15	3.25

■ 4　施策体系・施策が目指す姿

1 学校教育の充実

一人一人に応じたきめ細かな指導による学校教育を実践するとともに、少子高齢化、グローバル化*、デジタル化など変化の激しい社会を生き抜く力を備えた人財の育成を図ります。

また、学力などの「認知能力」に加え、様々な体験型学習によって培われる自律性や協調性などの「非認知能力」を育み、両方の能力をバランスよく高め合うことで、変化に対応できる総合的な人間力を養います。

2 安心して学べる学校づくりの推進

学校施設の改修等により、施設・設備の充実、不審者等の侵入防止等を図るほか、学校の適正配置及び小中一貫教育の推進に向けた具体的な取組を実施します。

また、不登校児童・生徒への支援や就学指導支援体制を構築するなど、ハード・ソフトの両面から安心して学べる学校づくりを推進します。

3 魅力ある教育の推進

本市が目指す地域に根差した特色ある教育を推進するため、児童生徒、保護者、学校及び地域との連携を密にし、地域素材を生かした教育活動を推進します。

■ 5 個別施策・主要事業

1 学校教育の充実

ティーム･ティーチング（ＴＴ）*非常勤講師や特別支援教育支援員の配置により、きめ細やかな指導を実施するほか、ＩＣＴ*環境整備や活用方法の検討などを進めます。

また、学校給食における地産地消･有機食材の活用を推進するとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実により、学校・地域・家庭が連携した特色教育の推進を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 社会人ＴＴ等配置事業［学校教育課、指導課］

市ＴＴや特別支援教育支援員の配置による、児童生徒一人一人の習熟度に応じた、よりきめ細やかな指導の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
配置人数（ＴＴ・支援員）	５人・35 人	５人・35 人	５人・40 人

○ 水泳学習授業民間委託事業［学校教育課］

小学校の水泳授業における民間スイミングスクールを活用した指導委託

実施校	３校	３校	５校

● 小中学校ＩＣＴ整備推進事業［学校教育課・指導課］

小中学校へのＩＣＴ*機器の整備と支援員の配置による利活用の推進

端末利用率（毎日）	児童 ８％ 生徒 14%	児童 30% 生徒 50%	児童 50% 生徒 80%

○ 学校給食センター運営管理事業【再掲】［学校教育課］

安全で栄養バランスのとれた給食の提供

地産地消献立の実施	23 回／年	23 回／年	23 回／年

○ コミュニティ・スクール推進事業［学校教育課］

保護者や地域が力を合わせて学校の運営に取り組む学校運営協議会の充実

参画の達成度	―	60%	80%

2 安心して学べる学校づくりの推進

老朽化した小中学校施設の改修や体育館への空調整備の導入などを推進するほか、学校規模や地域の特性に合わせた小中学校の適正配置を検討し、特色ある魅力的な小中一貫教育の充実を図ります。

また、教員に対しても教育支援に関する研修会等を開催するとともに、スクールソーシャルワーカー*の派遣や教育支援センターフレンド「ゆうの木」の拡充を図り、インクルーシブ教育*を推進します。

加えて、小学校入学予定者に入学祝品を支給するとともに、大学生や専門学校生などへの条件付き返還免除型の奨学金を貸与することで、経済的な理由により修学の機会を損なわないよう支援します。

● 重点事業

主要事業

○ 小中学校施設整備事業［学校教育課］

小中学校体育館への空調設備の設置

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
設置数	0校	3校	12校

○ 小中学校適正配置等推進事業［学校教育課］

学校の適正規模、適正配置の検討、小中一貫校等の設立の推進

適正配置計画策定	策定(R4.3)	策定	見直し

● 結城南中学校区新設校建設事業［学校教育課］

新設小学校の建設

学校設置数	0校	1校	1校

○ 児童生徒自立支援事業［指導課］

スクールソーシャルワーカー*（ＳＳＷ）の派遣、教育支援センターフレンド「ゆうの木」の運営

ＳＳＷ及び生徒指導相談員	5人	6人	6人

○ 地域未来塾運営事業［生涯学習課］

中学生の学習習慣の確立や基礎学力向上

開催回数	53回／年	55回／年	55回／年

○ 入学祝品支給事業［学校教育課］

小学校入学予定者へのランドセルの支給

給付率	100%	100%	100%

● 奨学金貸付事業［学校教育課］

条件付き返還免除型の奨学金の貸付

制度利用者定住化率	－	60%	60%

3 魅力ある教育の推進

外国語指導助手（ＡＬＴ*）の人員の充実を図るとともに、英語検定料補助の活用を促進し、児童生徒の英語力の向上を目指すほか、地域資源*を活用した体験活動、コンピューター教育及びプログラミング教育などを推進します。

● 重点事業

主要事業

● 英語学習推進事業［指導課］

小中学校へのＡＬＴ*の派遣と小学校への英語専門指導員配置

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
授業時間数（１学級当たり）	小(高)70 時間 中(全)70 時間	小(低)10 時間 小(中)35 時間 小(高)70 時間 中(全)70 時間	小(低)10 時間 小(中)35 時間 小(高)70 時間 中(全)70 時間

○ 読書活動奨励推進事業［指導課］

読書活動に積極的に取り組んでいる児童生徒への「市長賞」の授与

	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
達成率	小 33.8% 中 9.7%	小 35% 中 10%	小 35% 中 10%

● ふるさと学習推進事業［指導課］

中学校２年生対象の結城紬体験学習の実施

	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
参加者	中学２年生 全員	中学２年生 全員	中学２年生 全員

● プログラミング学習推進事業［指導課］

小学校でのテキスト型プログラミング学習の実施

	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
実施学級	小学４～６年生 全学級	小学４～６年生 全学級	小学４～６年生 全学級

6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市学校施設個別施設計画	2021（令和３）年度～	学校教育課
結城市学校適正配置等に関する方針	2022（令和４）年度～	学校教育課
結城城南中学校区新設校基本構想・基本計画	2022（令和４）年度～	学校教育課

④－２　生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造

［生涯学習／地域教育／青少年の健全育成／芸術・文化］

■ １　現状と課題

「人生 100 年時代」や「超スマート社会」に向けて社会が大きな転換期を迎えるとともに、新型コロナウイルス感染症を契機とする新しい生活スタイルや多様な価値観の浸透など、私たちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、市民一人一人が生涯を通じて学習を続け、主体的に行動することが求められており、生涯学習*の重要性は一層高まっています。

また、こどもたちを取り巻く環境もその影響を大きく受けるため、家庭や地域がその教育力を高めることが重要です。

市民情報センター・ゆうき図書館及び市立公民館は、ともに生涯学習*を支援する地域の拠点施設として、ボランティア団体の育成支援や学習活動及び読書活動の促進を担っています。

市民文化センターアクロスは、令和６年度から特定天井等の改修工事を実施し、地域における文化創作活動の拠点となっています。

しかしながら、市民情報センター・ゆうき図書館は約 20 年、市民文化センターアクロスは約 30 年と、いずれの施設も開館から長期間が経過しており、施設や設備の老朽化による改修・修繕費の増加が課題になっています。

本市が有する歴史的・文化的資料については、その収集・保存が課題となっており、国指定史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡に代表される史跡と併せ、適切な管理や整備を検討し、活用していく必要があります。

■ ２　基本的方針

- 市民の生涯学習*の機会を充実させるため、多様な価値観・ライフスタイルや利用者のニーズに応じた公民館講座の開設など生涯学習*基盤の整備を進めるとともに、家庭における教育力の強化や、地域における教育環境の充実を図ります。
- 次世代を担う青少年が夢と希望を持ち、個性や能力を発揮できるよう、青少年を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、学校・家庭・地域・行政が互いに連携し、青少年の健全育成に向けた取り組みを推進します。
- 市民が芸術・文化活動を通して豊かな時間を過ごせるようにするため、文化施設の適切な整備や管理・運営を行うとともに、結城市文化芸術推進基本計画に基づき、文化芸術に関する情報の収集・発信・活動の場の拠点づくり、鑑賞の機会の提供などを行い、より文化芸術に触れることができる機会の創出を図ります。
- 地域の文化財について適切な保存・活用について検討を進め、市民の郷土への理解・愛着の高揚に取り組むとともに、次世代への適切な保存・継承へとつなげます。

3 基本施策の主な指標

指標1

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
まちづくりの満足度－生涯学習や文化・スポーツ活動への参加の機会（結城市総合計画「市民意向調査」）	2.84	3.2	3.4

指標2

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
まちづくりの満足度－学校教育や青少年の健全育成（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.55	3.6	3.7

4 施策体系・施策が目指す姿

1 自ら学ぶ機会と地域教育体制の充実

地域において教育的・文化的基盤となる施設を適切に管理運営し、市民が生涯にわたって学習し成長を続けることができる環境を整備します。

2 青少年の健全育成

青少年が地域の中で充実した生活を送り、健全に成長することができるよう、環境整備を行います。

3 芸術文化を楽しむ機会の充実

文化芸術に関する情報の収集・発信、活動の場や鑑賞機会の提供など、文化芸術活動を行うために必要な環境整備を行うとともに、市民文化センターや結城蔵美館、公民館での芸術家や指導者の育成を通して、市民の文化芸術振興を図ります。

4 郷土の文化財の保存と活用

本市が有する歴史・文化資産を次世代へ継承するため、文化財や歴史的資料の適切な保存や活用機会の充実に取り組みます。

■ 5　個別施策・主要事業

① 自ら学ぶ機会と地域教育体制の充実

市民の教養の向上や健康増進などを図るため、ニーズに応じた講座やＩＣＴ*・ＡＩ*などの新しい技術に対応した講座を開設します。

また、豊かな人間関係を育む基盤となる幼児期における家庭教育について、子育て講座の開催や家庭教育学級の開催支援を行います。

施設運営については、指定管理者制度*の活用により市民情報センター・ゆうき図書館の適切な管理運営を行うとともに、市立公民館については市内各集会施設等の施設整備計画に基づいた連携強化を図り、分館整備計画の見直し等も含めて検討します。

● 重点事業

主要事業

○ 公民館運営事業［生涯学習課］

市立公民館での市民講座の開催

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
延べ参加者数	1,213 人／年	1,240 人／年	1,250 人／年

○ 公民館整備事業［生涯学習課］

市立公民館と集会施設との連携強化

施設連携数	２件	３件	４件

○ 家庭教育支援事業［生涯学習課］

募集型家庭教育学級の開催による家庭の教育力の向上

募集型家庭教育学級参加者数	25 回	30 回	35 回

○ 市民情報センター・ゆうき図書館管理運営事業［生涯学習課］

市民情報センター・ゆうき図書館の管理・運営

施設利用者数	265,008 人／年	270,000 人／年	280,000 人／年

2 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るための環境整備を行うとともに、青少年にとって魅力ある体験活動を実施します。

また、青少年の育成に取り組む各種団体への支援を図り、連携・協力しながら、青少年教育を推進します。

● 重点事業

主要事業

○ 青少年相談員設置事業［生涯学習課］

青少年相談員による街頭巡回・立入調査等、各種広報活動の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
街頭巡回数	57 回	60 回	60 回

○ 青少年教育推進事業［生涯学習課］

青少年育成結城市民会議・青少年相談員連絡協議会・子ども会育成連合会等各種団体への支援

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
支援事業数	10 回／年	10 回／年	10 回／年

3 芸術文化を楽しむ機会の充実

リニューアルオープン後の市民文化センターにおいて、指定管理者制度*を活用した施設の適切な管理・運営を行うとともに、市民にとって充実した施設の利用機会を提供します。

また、市民の文化芸術活動の活性化を図り、結城市文化協会が主催するゆうき市文化祭の周知啓発など、文化協会活動への支援を行います。

● 重点事業

主要事業

○ 市民文化センター管理運営事業［生涯学習課］

市民文化センターの管理・運営

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
文化施設利用者数	76,474 人	110,000 人	150,000 人

○ 文化振興事業［生涯学習課］

文化芸術審議会の開催、ゆうき市文化祭合同展及び音楽部門合同発表会開催への支援、結城市文化協会への支援

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
文化協会加盟団体・個人数	38 団体・人	38 団体・人	38 団体・人

4 郷土の文化財の保存と活用

国指定史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡については、これまでの発掘調査の成果を広く公開するとともに、安定的に保存し、歴史教育や生涯学習*の場として活用していくため、史跡公園として整備・活用します。

また、史跡等の環境整備、埋蔵文化財の保護及び後世への伝承を図るとともに、郷土の文化財や歴史的資料の収集・保存に努め、それらを展示・公開することにより、市内外に向けた本市の歴史の発信や文化財の活用を図ります。

● 重点事業

主要事業

○ 結城廃寺跡整備事業［生涯学習課］

国指定史跡結城廃寺跡の整備・活用

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
史跡整備状況	整備	整備	整備

○ 文化財保護事業［生涯学習課］

史跡等の環境整備、市内遺跡試掘調査、土地改良に伴う発掘調査

指定文化財・国登録有形文化財件数	139 件	139 件	140 件

■ 6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市生涯学習*推進基本計画	2022（令和４）年度～ 2031（令和 13）年度	生涯学習課
結城市文化芸術推進基本計画	2021（令和３）年度～ 2030（令和 12）年度	生涯学習課
史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡保存活用計画	2021（令和３）年度～ 2025（令和 17）年度	生涯学習課
史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡整備基本計画	2023（令和５）年度～ 2025（令和 17）年度	生涯学習課

④－３　誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進
［スポーツ・レクリエーション］

■ １　現状と課題

2022（令和４）年３月にスポーツ基本法の理念の具現化に向けて国が定めた「第３期スポーツ基本計画」では、地方公共団体は地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施し、多様な主体におけるスポーツ機会の創出やスポーツを通した健康増進・共生社会の実現、経済・地域の活性化など、スポーツが社会活性化等に寄与する価値を更に高めるとともに、地域における課題解決を図る観点からも、重要な役割を果たすとされています。

これらを踏まえ、本市ではスポーツに関する現状の課題と中長期的な方針を明確化し、スポーツの施策を計画的に推進するため、2022（令和４年）年３月に、スポーツ実態調査の結果を反映した第２次結城市スポーツ推進計画を策定しました。本市では日常的にスポーツをしている人が全国に比べて少ないことから、今後も引き続き、計画に基づいた「市民１人１スポーツ」「成人週１スポーツ」の実現を目指して、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するとともに、スポーツの社会的な役割の変化に対応したスポーツ関連施策の充実を図る必要があります。

また、中学校生徒の部活動においては、教職員の働き方改革と少子化に伴う児童生徒のスポーツ・文化芸術活動への参画機会の減少・消失を防ぐため、地域展開への取り組みが進められており、指導者の確保や実施体制の整備が課題となっています。

■ ２　基本的方針

- スポーツ・レクリエーション活動が市民の暮らしにうるおいとやすらぎをもたらし、健康的な生活や充実した余暇時間を送れるよう、誰もが継続的に参加できる環境の整備を進めます。
- スポーツ参画人口の増加を図るため、スポーツを「する・みる・ささえる」一員として様々な角度からスポーツへの参画を促すことができるよう、スポーツレクリエーション祭などの事業を開催するとともに、老朽化が進むスポーツ施設の適切な維持管理に努めるなど、スポーツ環境の整備を進めます。
- 継続的かつ充実したスポーツ活動を推進できるよう、結城市スポーツ協会や結城市スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ*などの団体の育成とともに、スポーツ推進委員等の指導者の育成、世界や全国を舞台に活躍する本市にゆかりのあるアスリートの支援を行います。
- スポーツを通した異文化交流による多文化共生*社会の実現や、スポーツツーリズムによる地域の活性化など、スポーツが持つ社会的な役割にも目を向け、多方面からスポーツ振興を図ります。
- 中学校における部活動の地域展開については、市が主体となり指導者及び運営主体の確保・養成についての検討を進め、少子化が進む中でも生徒たちが将来にわたり、継続的なスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保と充実に努めます。

3　基本施策の主な指標

指標１

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
まちづくりの満足度－生涯学習や文化・スポーツ活動への参加の機会【再掲】（結城市総合計画「市民意向調査」）	2.84	3.2	3.4

指標２

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
スポーツ推進委員の確保	19 人	20 人	20 人

4　施策体系・施策が目指す姿

1　スポーツ参画人口の増加と環境整備

スポーツを通した活力ある社会の実現を目指し、「する・みる・ささえる」一員として様々な角度から市民のスポーツへの参画を促し、スポーツ参画人口の増加を図るためのイベント・大会の開催を行うとともに、誰もがスポーツ活動を行うことができる環境を整備します。

2　スポーツ活動を推進する人材の育成・支援

誰もが安心して継続的かつ充実したスポーツ活動が実施できるよう、各種団体や指導者の育成を支援するとともに、スポーツの魅力や共感力を活用した地域振興・地域活性化を図っていきます。

また、中学校部活動の地域展開については、指導者や実施主体についての選定・調整を進め、生徒たちが継続して多様なスポーツ・文化芸術活動に触れられる環境づくりを目指します。

5 個別施策・主要事業

1 スポーツ参画人口の増加と環境整備

スポーツイベント等を開催し、より多くの市民にスポーツ・レクリエーション活動の機会を設けることで、スポーツ参画人口の増加を図ります。

また、施設の老朽化や市民におけるニーズを踏まえ、既存のスポーツ施設が有効に活用できるよう適切な更新と管理運営を行います。

● 重点事業

主要事業

○ イベント・大会開催事業［スポーツ振興課］

スポーツイベントや各種大会を契機とするスポーツ活動への取組

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
スポーツレクリエーション祭参加人数	395 人	400 人	400 人

○ スポーツ施設管理運営事業［スポーツ振興課］

スポーツ施設の充実と効率的な管理運営

運動施設の利用者数（鹿窪運動公園・絽の里結城パークゴルフ場）	166,946 人／年	175,200 人／年	184,000 人／年

2 スポーツ活動を推進する人材の育成・支援

継続的かつ充実したスポーツ活動を推進するため、各種団体や指導者、各種スポーツを支える人材の育成と本市にゆかりのあるアスリートへの支援を行うとともに、スポーツを通した地域の活性化を図ります。

また、中学校部活動の地域展開に向けた、指導員や運営主体など地域人材の協力体制について検討を行い、生徒たちが継続して多様なスポーツ・文化芸術活動に触れる機会づくりに務めます。

● 重点事業

主要事業

○ スポーツ活動支援事業［スポーツ振興課］

活躍するアスリートへの支援と、スポーツ団体や指導者、各種スポーツを支える人材の育成

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
市内スポーツイベント協力者数	279 人／年	300 人／年	310 人／年

○ 部活動の地域展開［スポーツ振興課］

生徒がスポーツ・文化芸術活動に触れる機会の維持・創出

地域展開部活数	0 件	20 件	30 件

■ 6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
第２次結城市スポーツ推進計画	2022（令和４）年度 ～2026（令和８）年度	スポーツ振興課

4－4　多様性を尊重し合える社会づくり

［男女共同参画・人権／国際交流・多文化共生／地域間交流］

1　現状と課題

個人を取り巻く環境が急速に変化する中、偏見による不当な差別、社会的弱者に対する暴力や虐待、インターネットやＳＮＳ*を悪用した誹謗中傷といった人権侵害は後を絶ちません。誰もが人権の意義と重要性を認識し、公平で正確な知識と情報に基づく人権感覚を身につけられるように、対象の世代や属性に沿った人権教育・啓発活動の充実が求められます。男女共同参画への取組は、法律や制度上では整えられているものの、固定的な性別役割分担意識などをはじめとするアンコンシャス・バイアスは依然として根強く残っている状況です。

また、本市における外国人住民数は令和７年１月１日現在で 3,066 人、人口に占める割合は６％を超えるなど直近５年間で約 1.25 倍に増加しており、多国籍化や在住外国人の活動目的・職種の多様化も進んでいます。日常生活で日本人と外国人の接点が増える中、言葉や文化、生活習慣の違いへの理解不足などによる誤解やトラブルを避けるため、相互理解を深める機会を創出し、多文化共生*に対応していくことが課題です。育成就労制度*の創設により、在留外国人は今後も増加が見込まれることから、外国人にも選ばれる地域づくりが求められます。

こうした多様な視点は、災害や防災、都市空間づくりにおいても重要とされています。

2　基本的方針

- 国籍や年齢、性の違い、性的少数者（ＬＧＢＴＱ等）*、障害の有無などに関わらず、誰もが健康で文化的な生活を営み、人権が尊重され、差別のない公正な社会を実現するため、誰もが参画できる地域社会づくりを目指します。結城市人権施策推進基本計画に基づき、関係機関と連携した各種啓発活動により人権意識の高揚を図り、人権尊重のまちづくりを進めます。
- 結城市男女共同参画推進条例等に基づき、アンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識啓発やワークライフバランス*（仕事と生活の調和）の推進、政策や方針決定過程への女性の参画等の促進に取り組みます。
- 多文化共生*社会を実現するため、総務省が策定した地域における多文化共生*推進プラン（改訂）を参考に、市民の意識啓発やコミュニケーション支援、交流機会の提供や外国人の社会参画支援などに取り組むとともに、地域住民にとって安全・安心な、秩序ある共生社会づくりを目指します。また、市民の国際理解を深め、広い視野を持った人材を育めるよう、関係団体と連携しながら国際交流・地域間交流を推進します。
- これらを市民、企業・団体、行政が一体となり、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場で推進することにより「互いの意見を尊重し、多様性を認め合う社会づくり」を目指します。

■ 3　基本施策の主な指標

指標１

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識を持たない割合	70.4%	70.7%	71%

指標２

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
まちづくりの満足度－多文化や多様性を認め合う住民の意識啓発（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.56	3.6	3.7

■ 4　施策体系・施策が目指す姿

1 人権尊重のまちづくりの推進

結城市人権施策推進基本計画に基づいた人権施策を推進し、市民が問題解決のため共通認識を持ち、あらゆる差別や偏見をなくし、基本的人権が保障される社会を目指します。

2 男女共同参画社会の実現

結城市男女共同参画推進条例や結城市男女共同参画基本計画に基づき、男女が互いに人権を尊重し責任を担い、性別にとらわれず自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を充分に発揮できる豊かで活力ある社会を目指します。

3 多文化共生社会の実現

行政や企業、団体などが連携し、外国人と日本人が互いの文化や価値観を尊重するとともに、お互いが暮らしやすく、外国人も地域の担い手として期待され、地域で活躍できる社会を目指します。

4 地域間交流の促進

関係団体と連携しながら、市民の主導による姉妹都市や友好都市をはじめとした地域間交流事業を支援するとともに、お互いの歴史や文化等を通じて自治体間のつながりについて理解を深めることで、交流活動の維持・活性化を図ります。

5 個別施策・主要事業

1 人権尊重のまちづくりの推進

人権講演会や出前講座を開催するとともに、広報紙などを活用した啓発活動や関係機関との連携に取り組み、市民一人一人が自分の問題として捉えられる人権尊重のまちづくりを推進します。

● 重点事業

主要事業

○ 人権教育推進事業［生涯学習課、人権推進課］

人権講演会等の開催

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
人権講演会等の開催回数	2回	2回	2回

2 男女共同参画社会の実現

広報紙、ホームページ掲載による啓発の強化や、講座・講演会の充実を図るとともに、職員研修を実施します。

また、市内事業主へ女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について周知を図るとともに、審議会や委員会等の方針や意思決定の場への女性参画を推進するほか、ドメスティック・バイオレンス*防止講座や各種講演会を開催します。

● 重点事業

主要事業

○ 男女共同参画推進事業［人権推進課］

講座・講演会等の開催

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
講座・講演会実施回数	8回	8回	8回

3 多文化共生社会の実現

将来的な地域の担い手育成につなげるため、国際交流や多文化共生*についての学びや交流の機会として、セミナーやイベントを開催します。また、国際交流協会や日本語教室と連携し、外国人の日本語学習支援や国際親善姉妹都市を中心とした交流等を行います。

在住外国人に対しては、相談窓口の設置や情報発信により、安心して地域生活や仕事を継続できる環境を整備し、地域社会に参画できるように支援するとともに、地域におけるルールや法令の遵守を促します。

● 重点事業

主要事業

○ 多文化共生推進事業［企画政策課］

国際親善姉妹都市等との交流、在住外国人と市民の交流機会の提供、民間団体の育成支援、やさしい日本語の普及促進

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
啓発・交流イベントの開催回数	3回／年	4回／年	5回／年

● 外国人一元的相談窓口設置事業［企画政策課］

多言語対応による相談窓口の設置、庁内や関係機関との連携による相談対応の強化、行政情報の多言語化の推進

一元的相談窓口の相談件数	5,812 件／年	6,650 件／年	7,050 件／年

4 地域間交流の促進

姉妹都市である山形県長井市や友好都市である栃木県小山市、福井県福井市をはじめとする、本市とつながりのある自治体との交流を実施することで、お互いの歴史や文化などについて理解を深め、更なる地域間連携を図ります。

● 重点事業

主要事業

● 友好都市交流事業［生涯学習課］

福井市の小学生との相互訪問交流の実施

指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
相互交流・研修等実施日数	9日間	9日間	9日間

■ 6 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市人権施策推進基本計画	2009（平成 21）年度～	人権推進課
第３次結城市男女共同参画基本計画「たままゆプラン」	2021（令和３）年度～2030（令和 12）年度	人権推進課

⑤ 「チャレンジする市役所」への変革 第５次結城市行政改革大綱・改訂版

第１ これまでの行政改革の取組

本市における行政改革の取組については、市制施行後から総合計画等に掲げて取り組んできましたが、1985（昭和 60）年に「結城市行政改革大綱」を策定し、改革のための指針を明確にしてからは、国・県の動向を踏まえながら、1996（平成８）年に「改訂：結城市行政改革大綱」、2000（平成 12）年には、「新・結城市行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや民間委託の活用、行政サービスの向上など市民の視点に立った改革を進めてきました。

その後も、持続可能な行政運営基盤の構築を目指し、2005（平成 17）年に第３次、2013（平成 25）年に第４次、2019（平成 30）年には第４次の改訂版となる行政改革大綱を策定し、継続的に行政改革を推進するとともに、第３次以降はより強力に推進するため具体的な目標数値を設定し、その評価を分かりやすくするための「行政改革集中改革プラン」を策定し、簡素で効率的な行政運営のための重点課題として、行政組織や事務事業の見直し、職員定数や給与の適正化、事務の効率化、経費の節減合理化などに積極的に取り組みました。

一方、将来の予測が難しく、混沌とした時代を迎える中で、時代の変化に柔軟かつ的確に対応し、失敗を恐れずに、新たな施策に積極果敢に挑戦していくことが重要であることから、総合計画の実行を下支えするため策定していた行政改革大綱を総合計画の中に含め、第５次結城市行政改革大綱を策定しました。

■ 主な改革事項

新・結城市行政改革大綱
2000（平成 12）年度
～2004（平成 16）年度
- ○ 行政評価システムの導入
- ○ 市長などの特別職給料等の削減（市長 10%、助役等５%）
- ○ 小規模工事などの契約希望者登録制度の導入

第３次結城市行政改革大綱
2005（平成 17）年度
～2099（平成 21）年度
- ○ 市税などのコンビニ収納の導入
- ○ 玉岡幼稚園の廃止（施設の民間譲渡）
- ○ 職員定数の削減（約 10%）

第４次結城市行政改革大綱
2013（平成 25）年度
～2017（平成 29）年度
- ○ ゆうき図書館に指定管理者制度*を導入
- ○ 公共施設白書の作成、公共施設等総合管理計画の策定
- ○ 人事評価制度の導入

第４次結城市行政改革大綱・改訂版
2018（平成 30）年度
～2020（令和２）年度
- ○ 障害者福祉センターに指定管理者制度*を導入
- ○ 個人住民税の特別徴収の一斉指定を実施
- ○ 行政情報の提供方法の充実（ＳＮＳ*、ケーブルテレビ等の活用）

第５次結城市行政改革大綱
2021（令和３）年度
～2025（令和７）年度
- ○ ネーミングライツ*の実施
- ○ 証明書等のオンライン請求・決済の導入
- ○ 電子決裁システムによる押印廃止

第２　改革の必要性

結城市行政改革大綱の策定以降、第５次大綱に掲げた取組を経て、本市の行政改革は着実な効果を上げてきたところであり、また、成果を広く市民に公表することで、理解と共感を得ることができたものと考えます。

しかしながら、本市を取り巻く状況は今後も楽観視できる状況にはなく、少子高齢化の進展や公共インフラの大量更新時期を迎える中で、デジタル技術の活用により業務効率の向上やコスト削減、サービスの質の向上を図りながら、今まで以上に無駄をなくし、事業の「選択と集中」を進めるメリハリのある行政運営が必要です。

第３　「チャレンジする市役所」への変革！の基本的な考え方

1 策定の目的

将来の予測が難しく、混沌とした時代を迎える中で、時代の変化に柔軟かつ的確に対応し、失敗を恐れずに、新たな施策に積極果敢に挑戦していくことが重要です。

そこで、総合計画の実行を下支えするため策定していた行政改革大綱を第６次結城市総合計画の中に含め、未達成となっている項目及び達成後も継続が必要と判断した項目について、目標の見直しと新たな推進項目を加え、第５次結城市行政改革大綱・改訂版である『「チャレンジする市役所」への変革！』を策定します。

2 基本目標

みんなの協働で進める　持続可能な行政を目指そう

今後いっそう進展すると見込まれる人口減少・少子高齢化や、価値観・ライフスタイル・ニーズの多様化・複雑化、地方分権*、デジタル化とともに、グローバル化*により予断を許さない経済情勢など、本市を取り巻く情勢は日々変化を続けています。

このような中、時代の変化に柔軟かつ的確に対応しながら総合計画を推進し、また、行政サービスの水準を維持・向上していくためには、今後も市民と行政がパートナーとしてそれぞれの役割と責任を分担し、協働*のまちづくりを進めつつ、多様な人材やデジタル技術を効果的に活用しながら、突発的・短期的な事象に左右されることなく、中長期的に安定した行政運営を持続できる強固で筋肉質な行政基盤を構築する必要があります。

このため、「みんなの協働*で進める　持続可能な行政を目指そう」を引き続き本大綱の基本目標として掲げ、行政改革を推進します。

3 基本方針

本大綱の基本目標を達成するため、次の事項を基本方針として定め、行政改革に取り組みます。

Ⅰ　市民と行政がともに支えあう体制づくり

多種多様な市民ニーズや地域課題に的確に対応し、魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民や行政をはじめとした多様な主体が互いに果たすべき役割と責任を分担し、「協働*」の理念のもとにパートナーシップを確立することが必要です。

このために、市民が市政に参画しやすい環境整備や積極的な情報公開、民間との連携・協働*強化に努め、市民と行政の信頼関係をより強くするための体制をつくります。

Ⅱ　自立した行政経営の構造づくり

社会構造の変化により、税収の先行きが不透明な中、限られた財源を効果的に市民サービスに投入し、かつ、サービスの水準を向上させていくためには、行政が担うべき役割を明確にした上で、身の丈に合った財政運営を実現する必要があります。

また、人口減少に伴う地域経済の縮小や世界経済の不安定化により市財政はますます予断を許さない状況となるため、積極的に多様な自主財源の確保に努め、国のビッグデータ*等を活用しつつ徹底した事業のスクラップアンドビルド*を実行して、他に依存しない自立的・自主的な財政構造をつくります。

一方、人口減少や少子高齢化などによる社会構造の変化や、国・県の動向に迅速かつ機動的に対応するためには、スリムでありながらも柔軟な行政組織と、高い専門的能力やプロフェッショナル意識を持った行政職員の存在が不可欠です。

そのために、人口減少を前提にしつつ中長期的な視点に立った行政組織の見直しと職員の適正配置を行い、また人材育成や多様な人材確保に力を入れ、職員の意識改革と個々の資質を向上させる取組を行います。

Ⅲ　情報化社会に対応した行政サービスの向上

日々進化する情報通信技術や先端技術を生活や仕事に取り入れることで、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる社会の実現が期待されています。

そのために、自治体ＤＸ*を推進し、超高速な情報通信技術である５Ｇ*、全ての人とモノがつながることにより様々な知識や情報が利活用できるＩｏＴ*（Internet of Things）、さらには人工知能（ＡＩ*）などのテクノロジーを積極的に導入・活用することにより、だれもが・どこでも均一な行政サービスが享受できるまちづくりを推進するとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていきます。

4 重点項目

基本方針を着実に推進していくため、重点項目を次のように定め、実行します。

Ⅰ　市民と行政がともに支えあう体制づくり

❶ 協働・共創のまちづくりの推進
❷ 広聴広報の推進
❸ 市政への参画機会の確保と透明性の向上

Ⅱ　自立した行政経営の構造づくり

❶ 行財政運営の効率化と公共施設マネジメント
❷ 自主財源の確保と経費削減合理化等による財政の健全化
❸ 人材の育成と挑戦する組織づくり
❹ 出資団体の適正化と広域行政の推進

Ⅲ　情報化社会に対応した行政サービスの向上

❶ マイナンバーカードの利活用
❷ 行政サービスの充実と個人情報の安全管理の強化
❸ 生成ＡＩやＩＣＴの積極的な活用による生産性の向上

5 推進方法

重点項目ごとの主要事業については、総合計画実施計画でローリング方式により毎年度必要な調整を行います。また、具体的な取組についてのスケジュールや数値目標を定める『「チャレンジする市役所」への変革！』【アクションプラン】を作成し、柔軟かつ機動的に推進します。

『「チャレンジする市役所」への変革！』【アクションプラン】については、毎年度の進捗状況や社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて随時見直しを行います。

5－1　市民と行政がともに支えあう体制づくり

［市民参加／情報発信・公開／広聴広報／コミュニティ／ボランティア］

■ 1　現状と課題

多様化する市民ニーズへの対応や持続可能な行政運営を目指すためには、市が市民や地域団体、ＮＰＯ*、事業者等との連携を強化し、それぞれの特性を生かした役割分担のもと、より効果的な地域経営を進めていくことが必要です。

現在、本市では市民活動を推進し、主体的に地域活動を行っている市民団体や個人の活動の充実を支援するため、スキルアップや人材育成、団体間交流の場の提供などの事業を行っています。

また、市民ニーズの把握や行政への市民参加を推進するため、自治会要望を随時受け付けるとともに、市政懇談会や市長との意見交換会の開催など、行政が直接地域に出向く広聴活動を行うほか、広報紙の毎月発行や、ホームページおよびＳＮＳ*等を通じた行政情報の周知、パブリックコメント*制度などを活用した市民参画の機会を促進しています。

一方、近年の社会環境の変化等により、地域の自治活動を敬遠する傾向が高まり、コミュニティの弱体化が懸念されていることから、講座や講演会等を通して、先進事例の紹介や情報提供を継続して行い、意識啓発を強化することで、地元のことを学び、地元で助け合える仲間（つながり）をつくり、“自分たちの地域は、自分たちで盛り上げていく”という意識を醸成していく必要があります。

また、高齢化の進展や共働き家庭の増加により、審議会等における公募委員の担い手が不足していることから、会議の開催方法の改善や多様な人材の確保が求められています。

■ 2　基本的方針

- 更なる行政改革の推進と高度化・複雑化する市民のニーズに対応するためには、市民、企業・団体、行政等による協働*のまちづくりのより一層の推進が必要不可欠であるため、市政への参画機会の拡充と透明性の確保をはじめ、市民活動の支援の充実、ＮＰＯ*法人や企業等による民間が持つノウハウを活かした質の高い公共サービスの提供などにより、新しい形の公共の実現を目指します。
- 開かれた透明性のある行政運営の実現を目指し、市民の参画を基盤とした行政を推進するため、情報公開や広聴広報体制の充実を図り、市民の行政に対する理解と関心を高める取り組みを進めるとともに、計画や条例等の策定における意見聴取機会や参画機会を拡充します。
- 地域コミュニティの活性化を図るため、自治会・ＮＰＯ*法人・各種ボランティア団体等による地域活動を積極的に支援し、地域に根ざしたコミュニティ施設の活用を促進します。

■ 3　施策体系・行革推進項目

1 協働・共創のまちづくりの推進

様々な立場の市民が市政に参画する機会の創設や、市民の主体的なまちづくり活動・ボランティア活動・地域コミュニティの活性化等、市民、企業・団体、行政が適切な役割分担のもと、相互に連携・協力して協働*・共創*のまちづくりを推進します。

● 重点事業

行革推進項目

□ 市民協働の推進

行政への市民参画を促すため、協働*のまちづくりに対する理解と意識の向上を図るほか、環境美化意識の高揚と地域コミュニティの活性化を図るための活動に対し各種支援を行います。

取組内容

● 市民参画・市民活動支援事業　［まちづくり協働課］

● 環境美化パートナーシップ事業　［まちづくり協働課］

□ 民間との連携・協働強化

企業・ＮＰＯ*・大学などの多様な主体と課題を共有し、アイデアを出し合いながら、お互いの強みを生かした効果的な施策を展開するため、連携・協働*を強化します。

取組内容

● 包括連携協定の充実と連携企業等の拡大　［企画政策課］

○ 民間企業やＮＰＯ等との協働事業の推進　［まちづくり協働課］

○ 市民活動団体の育成　［まちづくり協働課］

2 広聴広報の推進

市民の行政への関心と信頼を高めるとともに、戦略的な情報発信と市民参画の推進に取り組むほか、多様な媒体を活用し、必要な情報や施策・事業の進捗など広く発信し、本市の魅力や文化資源を市内外へ積極的にＰＲします。また、市民や団体との意見交換会を通じて市民の声を政策に反映し、満足度の高い行政サービスの提供に努めます。

● 重点事業

行革推進項目

□ 情報発信の強化

市民のライフスタイルや情報ニーズに対応するため、即時性・多様性を重視した情報発信などに取り組みます。

取組内容

○ ＳＮＳ等を活用した情報発信　［秘書課］

□ 市民本位の行政サービスの提供

市政に対する市民の理解と関心を高めるとともに、行政サービスの質の向上を図るため、市民参画を重視した政策形成の仕組みを強化します。

取組内容

○ 市長との意見交換会の開催　［秘書課］

3 市政への参画機会の確保と透明性の向上

本市を取り巻く環境の変化や、市民の価値観やニーズの多様化・複雑化が進む中、市民と行政の協働*によるまちづくりを推進するため、案件に応じて柔軟かつきめ細かに対応していきます。

市政に市民の声を反映し、市民に開かれた行政づくりを進めるため、パブリックコメント*制度等の実施により、“市民の声を聴く機会”の充実を図るとともに、審議会等の公募委員に多様な人材を登用し、市政への参画機会の充実を図ります。

また、積極的に市政情報を公開することで、市民と行政の情報の共有化と透明性の向上を図ります。

● 重点事業

行革推進項目

□ 開かれた行政運営の推進

本市の基本的な政策に関する計画や条例等を策定する際に、パブリックコメント*等の制度を活用し広く意見を聴取します。審議会などに公募の市民や女性委員を積極的に登用し、多種多様な意見を市政に反映させます。

取組内容
○ パブリックコメント制度等の充実 ［企画政策課］
○ 公募・女性委員の積極的な登用 ［人権推進課］

⑤－２　自立した行政経営の構造づくり［行財政運営／広域連携］

■ １　現状と課題

市税収入は市政運営の上で重要な自主財源であり、安定した財源確保が全庁的な課題となっています。

一方、歳出に関しては、社会保障関連の扶助費*が年々増加する傾向にあり、公債費*とともに歳出で大きな割合を占める構造が長く続いています。

また、筑西市、桜川市と筑西広域市町村圏事務組合を組織し、消防、ごみ処理、火葬場の運営などの事業を共同で実施していますが、保有施設の老朽化に伴う長寿命化・大規模改修や構成市の人口の割合の変化等により、負担金が増加傾向にあることが課題となっています。

そのため、社会経済情勢の変化や地方分権*に基づく権限移譲が進む中、地方自治体自らの判断と責任において行財政改革を推進するとともに、業務遂行上のリスクを想定し対応策を講じる内部統制制度の整備に取り組むなど、効率的で質の高い行財政運営に努めていく必要があります。

さらに、人口減少・少子高齢化が進む中、行政ニーズが多様化する一方で、職員の確保が課題となっています。こうしたことから、限られた人員での事務の効率化を図るとともに、県や周辺市町との事務の広域化・共同化を図り、専門職の共有化を検討していく必要があります。

■ ２　基本的方針

- 限られた財源を効率的・効果的に活用するため、多様な自主財源の確保や財政の健全化と併せて、証拠に基づく政策立案（ＥＢＰＭ*）と事後の施策・事業の検証・評価を行い、施策や事業の選択と集中を図ることで、質の高い行政経営を進めるとともに、公共施設の適正な配置と維持管理を推進します。
- 地方分権*や地方創生*を推進するため、結城市人材育成・確保基本方針及び結城市デジタル人材育成方針に基づき各種研修を充実させ、職員の資質や政策形成能力及びデジタルリテラシー*の向上を図るとともに、挑戦する組織づくりに努めます。
- 出資団体の適正化を推進するとともに、行政区域を越えて、それぞれの強みを活かし、弱みを補完し合いながら地域課題の解決に取り組み、地域のニーズにあわせた効率的な行政サービスを提供していくため、周辺市町と連携した行政サービスの継続・拡大など、持続可能な広域行政と定住自立圏*を推進します。

■ 3　施策体系・行革推進項目

1 行財政運営の効率化と公共施設マネジメント

総合計画・実施計画・行政評価等によるＰＤＣＡサイクルに基づき、社会情勢や市民ニーズに即した既存事業の見直しを行いながら、証拠に基づく政策立案（ＥＢＰＭ*）の考え方に基づき、新規事業の立案を図るとともに、徹底した行財政改革の推進と計画的な財政運営により、自立した行財政運営を確立します。

また、公共施設については、既存公共施設の規模の見直しに加え、民間のノウハウや資金等を活用するＰＰＰ*／ＰＦＩ*の導入について調査研究し、経営的な観点から施設の効果的・効率的な再配置、管理運営方法等の見直しを実施します。

● 重点事業

行革推進項目

□ 合理的な政策立案と効率的な行財政運営の推進

総合計画に掲げた施策を着実に実施するために、国が公開する統計データやビッグデータ*等を活用したＥＢＰＭ*の考え方に基づき事業計画を策定・評価するとともに、適切な公共サービスと財政運営を両立させるための公共施設マネジメントを推進します。

取組内容

○ 行政評価事業　［企画政策課］
○ 公共施設マネジメント事業　［契約管財課］

□ 民間活力の利活用の推進

民間の経営資源を取り入れた効果的な行政運営を行うため、民間活力の導入を推進します。

取組内容

○ 指定管理者制度の導入の推進
［行革・デジタル推進課］
○ 民間委託やＰＦＩ等の民間活力導入の調査・研究
［行革・デジタル推進課、契約管財課］

2 自主財源の確保と経費削減合理化等による財政の健全化

市税収入の確保に向けて、課税対象や申告内容を的確に把握し、公平・公正な課税に努め、収納率の向上を図るとともに、計画的な公有財産の処分や、多様な手法を活用した効果的な自主財源の確保・拡充に努めます。

また、健全な財政運営を目指し、受益者負担の原則に基づく使用料及び手数料の適正化、公営企業会計の経営改善などを推進し、経常経費の節減に努めることで、一般会計からの繰出金の適正化を図ります。

加えて、持続可能な行政運営基盤の構築に向けて、ふるさと納税の推進と返礼品の拡充による寄附金額の増加を目指すほか、企業版ふるさと納税の活用に取り組みます。

● 重点事業

行革推進項目

□ 幅広い手法による財源の確保

ふるさと納税制度（企業版を含む）やネーミングライツ*を活用し、自主財源を確保します。
市税等の収入確保に向けて、納税意識の高揚と徴収体制の強化を図り、収納率の向上に努めます。

取組内容	
● ふるさと結城応援寄附金推進事業	［商工観光課］
● 企業版ふるさと納税事業	［企画政策課］
○ 市税等の収納率の向上	［収納課］
○ ネーミングライツの推進	［行革・デジタル推進課］

□ 財政健全化に向けた取組強化

公営企業会計及び特別会計について、経営等の健全化を推進するとともに、独立採算性の観点から見直しに努めます。

取組内容	
○ 公営企業会計の健全化の推進	［水道課、下水道課］

3 人材の育成と挑戦する組織づくり

地方分権*の時代に対応できる人材を育成するため、結城市人材育成・確保基本方針に基づく各種研修を実施し、職員の能力・資質の向上に努めるほか、本市が抱える課題に対して、職員一人一人が主体的に取り組めるような職場環境の醸成とストレスのない働きやすい快適な職場づくりに取り組み、ワークライフバランス*（仕事と生活の調和）の推進を図ります。

また、人口減少を前提にした行政運営を行うため、定員管理計画に基づき、適正な人員の確保に努め、60 歳を超える定年延長職員や暫定再任用職員、又は会計年度任用職員を柔軟かつ効率的に活用し、より機能的な組織体制を目指すとともに、ＢＰＲ*の実施により、業務プロセスの効率化と最適化を図ります。

● 重点事業

行革推進項目

□ 市民に信頼される人材の育成

人材育成・確保基本方針に基づく職員研修の充実を図ります。

取組内容	
○ 職員研修事業	［総務課］

□ 多様で柔軟な働き方の推進

時差出勤やテレワーク*等による多様で柔軟な働き方を推進することにより、職員のワークライフバランス*を確保するとともに、健康管理を強化し、職員が前向きに意欲をもって挑戦できる勤務環境づくりに努めます。

取組内容	
○ 労務管理の徹底とメンタルヘルス対策の推進	［総務課］
○ ワークライフバランスの推進	［総務課］

□ 挑戦する組織づくり

職員が新たな発想で積極的に挑戦できる体制や、スピード感のある事務執行体制、「選択と集中」によるメリハリのある体制を目指します。

取組内容	
○ 定員管理計画の管理	［総務課］
○ 組織のスクラップアンドビルド	［総務課］
○ 職員提案制度の推進	［企画政策課］

④ 出資団体の適正化と広域行政の推進

出資団体が効率的かつ効果的に運営されることで、地域の振興と市民生活の向上が促進され、市民が更なる「豊かさ」を享受できるよう、出資法人改革を着実に推進します。

また、自治体を取り巻く環境の多様化や複雑化等により、単独自治体での課題解決が難しいと思われる案件に対しては、筑西広域市町村圏事務組合や小山地区定住自立圏*等の、広域的な自治体間連携を積極的に活用し取り組みます。

● 重点事業

行革推進項目

□ 出資団体改革の推進

出資団体の市政における役割を明確にし、事業の効果や経営状況等を踏まえ将来を見据えたあり方等の見直しを進めます。

取組内容
○ 出資団体のあり方の見直し　［行革・デジタル推進課］

□ 広域行政の推進

構成自治体等との事務事業の共同実施や、定住促進と地域活性化を図る取組を推進します。

取組内容
● 定住自立圏構想の推進　［企画政策課］

■ ４　個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
結城市人材育成・確保基本方針	―	総務課
結城市デジタル人材育成方針	―	行革・デジタル推進課
結城市行政改革大綱アクションプラン改訂版	2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度	行革・デジタル推進課
結城市定員管理計画	2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度	総務課
結城市特定事業主行動計画	2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度	総務課
第３期小山地区定住自立圏*共生ビジョン	2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度	企画政策課

5－3　情報化社会に対応した行政サービスの向上

［行政サービス／情報化／個人情報保護］

■ 1　現状と課題

自治体ＤＸ*の推進・ＩＣＴ*の活用は、昨今の生活様式の変化に伴い、喫緊の課題となっています。本市では、申請手続や請求書等の押印廃止や電子決裁システムの導入により、これまでの事務形態を抜本的に見直し、自治体ＤＸ*を推進しています。

マイナンバー制度の導入に伴い、2020（令和２）年 10 月から住民票や印鑑登録証明書等のコンビニ交付が開始され、いつでもどこからでも手続が可能となる電子申請の充実など、市民のニーズに即した行政サービスの向上に努めています。

また、情報化を推進し、事務の効率化を図っていく一方で、情報セキュリティを確保し、市が管理する市民の個人情報を適正に保護することも重要な課題となっています。

このため、情報化や、市民の利便性向上などの施策を推進していくとともに、情報資産を安全に管理した上で、行政サービスを提供することが求められています。

■ 2　基本的方針

- 市民の多様なニーズや高度情報化社会の進展に対応するため、マイナンバーカードの利活用、窓口の多様化、ＩＣＴ*等の効果的な活用により、行政サービスの向上に努め、書かない窓口の導入など窓口サービスの拡充を推進することで、市民の利便性を図り、市民生活に身近で便利な行政サービスを目指します。
- 情報化を推進し事務の効率化を図るため、結城市情報セキュリティポリシーに基づいた対策を徹底した上で、アナログ規制の点検・見直しを実施し、デジタル技術の活用に取り組み、結城市ＤＸ*推進方針及び結城市行政手続オンライン化方針を踏まえ、生成ＡＩ*の導入や電子申請の充実など生産性の向上に努めます。

■ 3　施策体系・行革推進項目

① マイナンバーカードの利活用

マイナンバーカードを利用した付加価値の高い行政サービスを促進するため、コンビニエンスストアにおける証明書交付事業を拡充することで、市民の利便性向上を図ります。

また、マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用した、PMH*（パブリック・メディカル・ハブ）の活用により、医療費助成、予防接種、母子保健、健診などの情報をオンラインで連携することで、市民・医療機関・薬局・行政の利便性向上を目指します。

● 重点事業

行革推進項目

□ マイナンバーカードによる利便性の向上

マイナンバーカードを利用することにより、行政サービスの充実を図ります。
また、PMH*（パブリック・メディカル・ハブ）の活用により、市民、医療機関、薬局と行政の相互の利便性向上を目指します。

取組内容

○ コンビニ証明書交付事業　［市民課］
● PMH（パブリック・メディカル・ハブ）の活用
［保険年金課、社会福祉課、健康増進課］

② 行政サービスの充実と個人情報の安全管理の強化

市民のニーズに対応するため、書かない窓口の導入など、申請書類記入の省力化や待ち時間の削減に取り組むとともに、ＩＣＴ*を活用した電子申請・届出サービスを拡充し、自宅等からでも行政サービスを受けられる環境の整備と利用促進を図ります。

また、情報セキュリティ対策を強化するとともに、個人情報の取扱いルールの徹底やチェック体制の強化により、情報漏えいなど重大事故の未然防止に努め、市民に信頼される行政を目指します。

● 重点事業

行革推進項目

□ 多様な行政窓口の実現

書かない窓口の導入など、証明書発行窓口のサービス向上を図ります。
いばらき電子申請･届出サービスなどを活用し、パソコンやスマートフォンで、いつでも、どこからでも手続が行える環境を構築するとともに、市民がサービスを利用できるよう、デジタルデバイド*対策を行います。

取組内容

● 市民行政サービス窓口の充実　［市民課］
● 電子申請の充実［行革・デジタル推進課］

□ 情報セキュリティの強化推進

高度情報社会に対応する情報管理のルール遵守とチェック体制の強化により、情報漏えいなど重大事故を未然に防ぐための事務改善を推進します。

取組内容

○ 情報セキュリティ対策の実施
［行革・デジタル推進課］

3 生成ＡＩやＩＣＴの積極的な活用による生産性の向上

業務に生成ＡＩ*を導入することで、文章作成や画像生成などさまざまな作業を自動化し、業務時間の短縮及び生産性の向上を図ります。これにより、職員が従事する業務をより創造的で高度な内容や相談業務などへ集中させ、各種施策の企画立案や意識改革を促進するとともに、相談業務の充実による市民に寄り添ったきめ細やかな行政サービスを目指します。

また、アナログ的な手法を前提としているルールは、デジタル化を阻害する一因になっていることから、人口減少や少子高齢化が進む社会において、デジタル技術の活用により生産性の向上や人手不足を解消するため、条例や規則等の見直しを進め、ＢＰＲ*を徹底した上でＤＸ*を推進します。

● 重点事業

行革推進項目

□ 新技術の導入とＩＣＴ活用による生産性の向上

生成ＡＩ*を導入することにより、文章作成や画像生成など、人間が行っていた作業を代替し業務効率化を図ります。また、ＩＣＴ*を積極的に活用し、未だ電子決裁利用率の低い業務に対し、電子決裁の利用を推進します。

取組内容
○ ＩＣＴ技術の活用推進（生成ＡＩの導入等）［行革・デジタル推進課］
○ 電子決裁の拡充［総務課］

□ アナログ的手法を前提としているルールの見直し

デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現するため、テクノロジー（技術）の進展に適応したレギュレーション（規制）環境の整備を行います。

取組内容
● アナログ規制の見直し［行革・デジタル推進課］

■ 4 個別計画

計画の名称	計画期間	担当課
行政手続における押印の見直しに係る基本方針	―	行革・デジタル推進課
結城市ＤＸ*推進方針	―	行革・デジタル推進課
結城市行政手続のオンライン化方針	―	行革・デジタル推進課
アナログ規制の点検・見直し方針	―	行革・デジタル推進課